

株式会社 INPEX

(証券コード 1605)

第20回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年3月27日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
The Okura Tokyo(オークラ東京)
オークラ プレステージタワー
1階「平安の間」

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

// 報告事項

1. 第20期(自2025年1月1日 至2025年12月31日)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期(自2025年1月1日 至2025年12月31日)
計算書類報告の件

// 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件

地球の力で未来へ挑む

INPEX

Energy for a brighter future



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/1605/>



本総会において、お土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は第20回定時株主総会を2026年3月27日(金)に開催いたしますので、招集ご通知をご案内いたします。

2025年度の業績につきましては、原油価格の下落があったものの、当期利益は2022年、2024年に次ぐ、3,938億円となりました。なお、この当期利益を過年度の油価・為替調整後の利益と比較すると過去最高益になります。

昨年2月に公表した「INPEX Vision 2035」及び「2025-2027 中期経営計画」に掲げた取組みを引き続き力強く推進し、今後も、より低炭素なエネルギーの安定的な供給と、持続可能で地球環境に配慮した「責任あるエネルギー・トランジション」を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 上田 隆之



▶ 経営理念 ◀

私たちは、エネルギーの開発・生産・供給を、
持続可能な形で実現することを通じて、
より豊かな社会づくりに貢献します。

株 主 各 位

東京都港区赤坂五丁目3番1号
株 式 会 社 I N P E X
代表取締役社長 上 田 隆 之

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第20回定時株主総会資料」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.inpex.com/ir/shareholder/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株主総会資料掲載ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスして、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/1605/teiiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月26日(木曜日)午後5時25分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使にあたっては、後段の「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬具

記

1	日 時	2026年3月27日(金曜日)午前10時
2	場 所	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 The Okura Tokyo(オークラ東京) オークラ プレステージタワー 1階「平安の間」 ※末尾の会場ご案内図をご参照ください。
3	株主総会の目的事項	報告事項 1. 第20期(自2025年1月1日 至2025年12月31日)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第20期(自2025年1月1日 至2025年12月31日)計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件
4	招集にあたっての決定事項	(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。 ① 事業報告のうち、「主要な事業内容」、「主要な拠点」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」及び「株式会社の支配に関する基本方針」 ② 連結計算書類のうち、「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」 ③ 計算書類のうち、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」 (2) インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。 (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会会場前方スクリーン及びインターネットによるライブ配信において字幕を表示いたします。リアルタイム字幕のため、実際の音声よりも表示が遅れること及び表現の正確性・完全性を保証するものでないこと、ご了承ください。
※インターネットによるライブ配信視聴方法につきましては、次頁「ライブ配信のご案内」をご覧ください。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合や、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

■ 事前質問のご案内

本株主総会の目的事項に関する質問を受け付けております。株主様の関心の高い事項につきましては、株主総会当日に回答する予定です。



事前質問受付期間

2026年3月5日(木曜日)午前9時から
2026年3月17日(火曜日)午後5時まで

株主様専用ポータルサイト

<https://links-v.pdcp.jp/1605/2026/inpex/>



株主様専用ポータルサイトへアクセスいただき、ID(9桁の株主番号)と共通パスワード「inpex26」(半角英数字)の入力後、「事前質問」をクリック。



■ ライブ配信のご案内

会場以外でも株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。

配信日時	2026年3月27日(金曜日)午前10時 (30分前よりアクセス可能となります。)				
ライブ配信 視聴方法のご案内	1 同時配信URLにアクセスする https://links-v.pdcp.jp/1605/2026/inpex/				
	2 IDと共通パスワードを入力してログインする				
	<table border="1"><tr><td>ID(株主番号)</td><td>同封の議決権行使書用紙に記載されている9桁の半角数字</td></tr><tr><td>共通パスワード</td><td>inpex26(半角英数字)</td></tr></table>	ID(株主番号)	同封の議決権行使書用紙に記載されている9桁の半角数字	共通パスワード	inpex26(半角英数字)
ID(株主番号)	同封の議決権行使書用紙に記載されている9桁の半角数字				
共通パスワード	inpex26(半角英数字)				
	3 「ライブ視聴」をクリックする				
お問い合わせ先	プロネクサス ライブ配信コールセンター 【当日のライブ配信(操作方法)に関するお問い合わせ先となります】 TEL : 0120-970-835(通話料無料)【株主総会当日 2026年3月27日(金曜日)午前9時から株主総会終了まで】				

■ 株主総会終了後

当社ウェブサイトにて、以下のコンテンツ等を順次公開いたします。



議長報告動画



議決権行使結果に関するお知らせ



当日のご質問への回答

ウェブサイト

<https://www.inpex.com/ir/>





インターネット等による議決権行使のご案内

議決権行使期限 2026年3月26日(木曜日)午後5時25分行使分まで

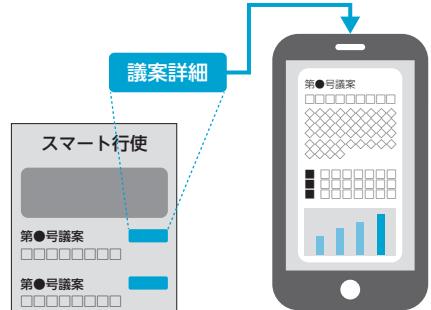
ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使[®]」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

「スマート行使」の画面上で
株主総会議案の詳細が参照可能です



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、下記の手順により再度議決権行使をお願いいたします。

※ログインQRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



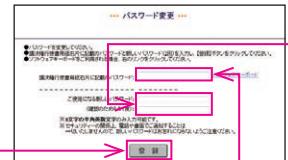
「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
(初回のみ) ご自身で新しい
パスワードを設定してください
「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等が
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

● 機関投資家の皆様へ 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権をご行使いただけます。

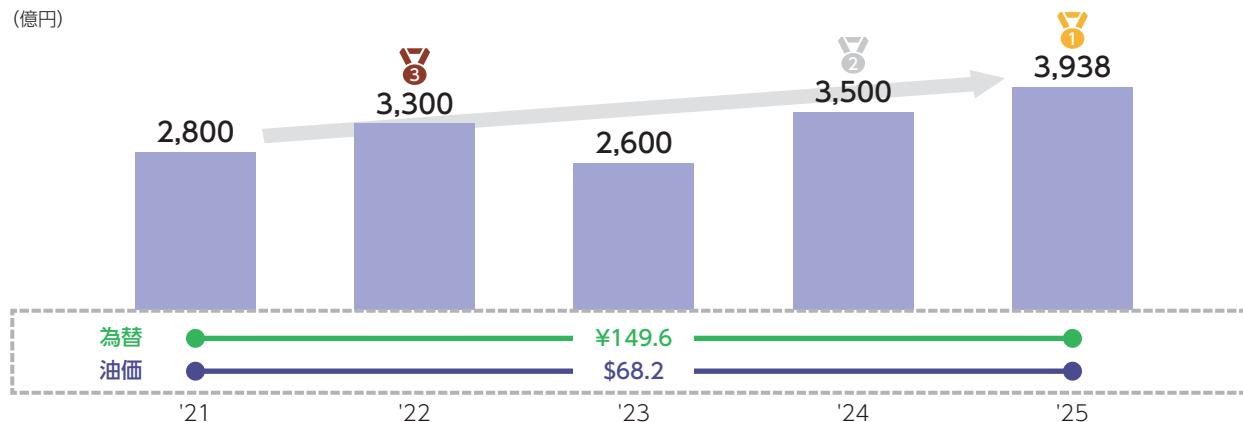
【ご参考】 第20期(2025年度) 業績サマリー

業績ハイライト	
売上収益	営業利益
2兆113億円 前期比 11.2% 減	1兆1,354億円 前期比 10.7% 減
税引前利益	親会社の所有者に帰属する当期利益
1兆1,734億円 前期比 9.7% 減	3,938億円 前期比 7.8% 減
基本的一株当たり当期利益	
330.82円 前期比 4.2% 減	

／ 油価・為替調整後当期利益*

- 2025年度通期の当期利益は3,938億円
- 油価・為替調整後利益ベースで2025年度は過去最高益

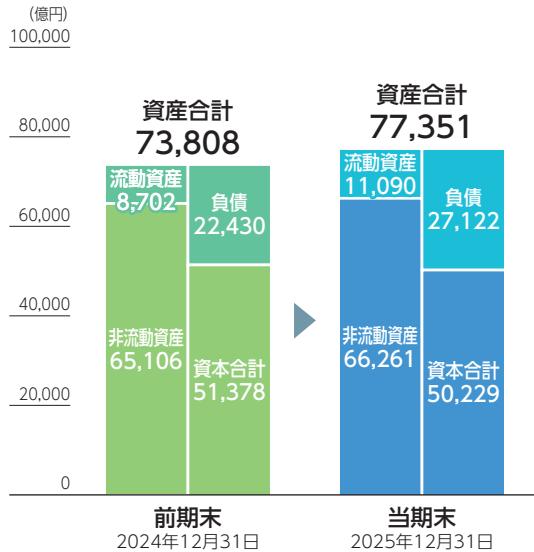
(億円)



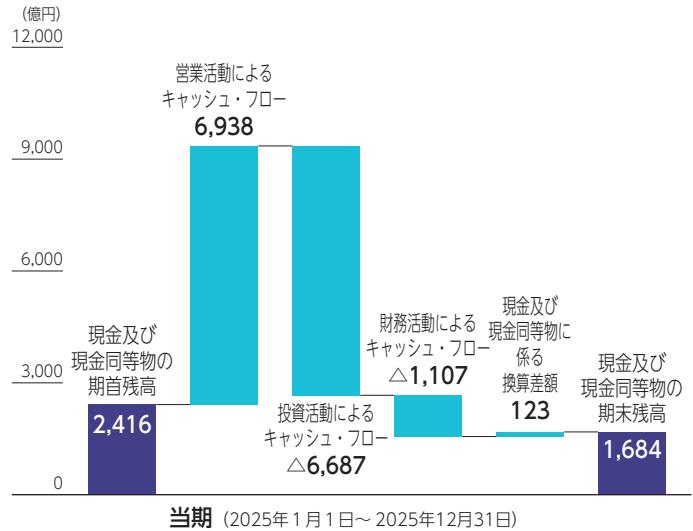
* 2021～2024年は、2025年の平均油価\$68.2、平均為替¥149.6を前提に感応度を用い簡易的に試算

【ご参考】第20期(2025年度)業績サマリー

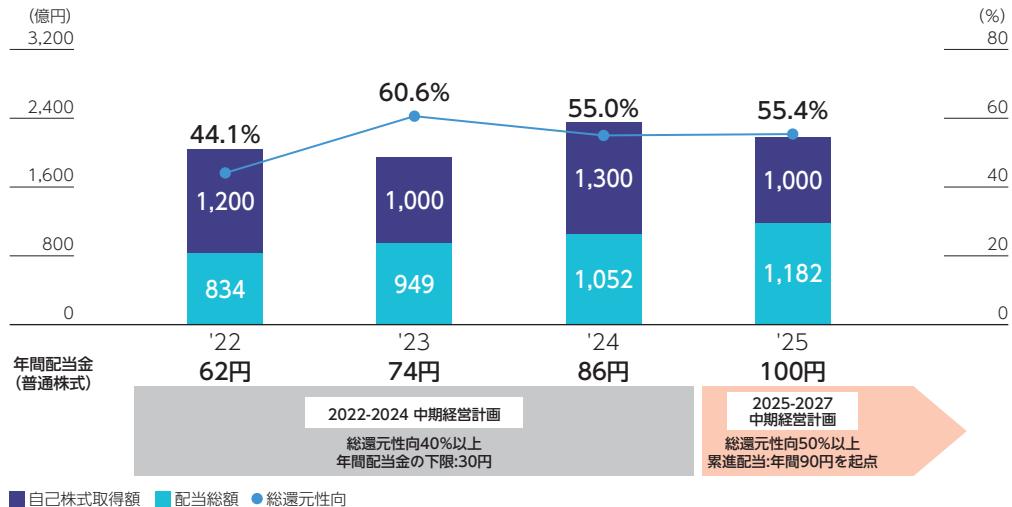
【連結財政状態計算書の概要



【連結キャッシュ・フロー計算書の概要



【配当総額・自己株式取得額(左軸)及び総還元性向(右軸)



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、2025年2月公表の「2025-2027 中期経営計画」でお示した株主還元方針において、2025年度から2027年度の中期経営計画期間中は、1株当たり年間90円を起点とする累進配当による安定的な還元に加え、事業環境や財務・経営状況を踏まえつつ機動的な自己株式取得も行うことで総還元性向50%以上を目指し、業績の成長にあわせて株主還元を強化していくことを基本方針としております。

この方針のもと、当期の期末配当につきましては、通期連結業績の結果等を踏まえ次のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類 金銭
2	配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき 金 50円 当社甲種類株式1株につき 金 20,000円 配当総額 58,320,315,400円
3	剰余金の配当が効力を生じる日 2026年3月30日

既にお支払いしている中間配当金の総額59,921,402,400円(普通株式1株につき50円、甲種類株式1株につき20,000円)を加えた年間配当金は、総額118,241,717,800円(普通株式1株につき100円、甲種類株式1株につき40,000円)となります。

(注) 2013年10月1日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を実施しましたが、甲種類株式につきましては、株式分割を実施していません。

これに伴い、甲種類株式の配当の額につきましては、株式分割実施前の普通株式と同等になるよう、当社定款の定めに基づき、普通株式の配当の額に400を乗じて算出される額としております。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役西村篤子氏は、2026年2月28日付で辞任により退任いたします。また、本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員(9名)が任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。本議案につきましては、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会で審議した上で取締役会において決定したものです。

なお、各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号		氏名	現在の地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任	(注1) うえだ たかゆき 上田 隆之	男性 代表取締役社長 社長執行役員	15回/15回
2	再任	(注1) おおかわ ひとし 大川 人史	男性 取締役 副社長執行役員 総務本部長兼オセアニア事業本部長 海外事業統括	15回/15回
3	再任	たきもと としあき 滝本 俊明	男性 取締役 副社長執行役員 経営企画本部長 法務担当、コンプライアンス担当 低炭素事業統括	15回/15回
4	再任	やまだ だいすけ 山田 大介	男性 取締役 専務執行役員 財務・経理本部長	15回/15回
5	新任	くりむら ひでき 栗村 英樹	男性 専務執行役員 技術統括本部長、HSE担当	— (注2)
6	再任	いいお のりなお 飯尾 紀直	男性 取締役	15回/15回
7	再任	もりもと ひでか 森本 英香	男性 取締役	15回/15回
8	再任	ブルース・ミラー	男性 取締役	12回/12回 (注3)
9	新任	さいき なおこ 齋木 尚子	女性 —	— (注2)
10	新任	たかおか ひでのり 高岡 英則	男性 —	— (注2)

(注1) 本議案が承認された場合、本定時株主総会終結後の取締役会において代表取締役に選定する予定の候補者です。

(注2) 新任取締役候補者のため、該当事項はありません。

(注3) 2025年3月28日に就任後の状況を記載しております。

う え だ た か ゆ き
候補者番号 **上田 隆之**

再任

(1956年8月30日生)



1

- ▶ 候補者の有する当社の普通株式数
- ▶ 取締役在任期間
- ▶ 取締役会への出席状況

40,682株
7年9か月(本総会最終時)
15/15回(100%)

略歴、地位及び担当

1980年 4月	通商産業省(現経済産業省)入省	2015年 7月	経済産業審議官
2010年 7月	大臣官房長	2017年 4月	当社非常勤特別参与
2011年 8月	製造産業局長	2017年 8月	副社長執行役員
2012年 9月	通商政策局長	2018年 6月	代表取締役社長 社長執行役員(現)
2013年 6月	資源エネルギー庁長官		

取締役候補者とした理由

上田隆之氏は、経済産業省における経歴を通じて培われた政策並びに資源・エネルギー分野等における優れた見識・実績を有し、2017年に当社副社長執行役員に就任、2018年から業務執行の最高責任者である代表取締役社長を務めており、当社における豊富な業務経験と、エネルギー開発企業の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

お お か わ ひ と し
候補者番号 **大川 人史**

再任

(1960年12月13日生)



2

- ▶ 候補者の有する当社の普通株式数
- ▶ 取締役在任期間
- ▶ 取締役会への出席状況

24,827株
2年(本総会最終時)
15/15回(100%)

略歴、地位及び担当

1984年 4月	日中石油開発(株)入社	2022年 1月	常務執行役員オセアニア事業本部長、パース事務所長
1994年 5月	インドネシア石油(株)(国際石油開発(株))入社	2023年 1月	専務執行役員オセアニア事業本部長、パース事務所長
2008年10月	当社イクシス事業本部業務ユニット兼アジア・オセアニア・大陸棚事業本部業務企画ユニットパース事務所副所長	2024年 1月	専務執行役員総務本部長兼オセアニア事業本部長
2018年 6月	執行役員イクシス事業本部 本部長補佐、パース事務所副所長	2024年 3月	取締役専務執行役員総務本部長 兼オセアニア事業本部長
2019年 2月	執行役員イクシス事業本部 本部長補佐、パース事務所長	2025年 1月	取締役副社長執行役員総務本部長 兼オセアニア事業本部長
2019年 6月	常務執行役員オセアニア事業本部 副本部長、パース事務所長	2025年 3月	取締役副社長執行役員総務本部長 兼オセアニア事業本部長、海外事業統括(現)

取締役候補者とした理由

大川人史氏は、海外での石油開発事業における経歴を経た後、当社に入社し、主に、財務・経理、企画渉外部門の業務に従事した後、オセアニア事業本部パース事務所副所長、さらにはパース事務所長を経て、現在、総務本部長兼オセアニア事業本部長、海外事業統括を務めており、当社における豊富な業務経験と、エネルギー開発企業のグローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

た き も と と し あ き
候補者番号 **滝本 俊明**

再任

(1961年10月20日生)



3

- ▶ 候補者の有する当社の普通株式数 39,943株
- ▶ 取締役在任期間 3年(本総会終結時)
- ▶ 取締役会への出席状況 15/15回(100%)

略歴、地位及び担当

1987年 4月	帝国石油(株)入社	2023年 1月	常務執行役員水素・CCUS事業開発本部長
2004年 1月	同社海外本部カラカス事務所長	2023年 3月	取締役常務執行役員水素・CCUS事業開発本部長
2008年10月	当社アメリカ・アフリカ事業本部南米ユニットSC	2024年 1月	取締役専務執行役員経営企画本部長、法務担当、ネットゼロ事業統括
2013年 6月	ユーラシア・中東事業本部ロンドン事務所長	2025年 3月	取締役専務執行役員経営企画本部長、法務担当、コンプライアンス担当、低炭素事業統括
2016年 6月	新規プロジェクト開発本部新規探鉱ユニットGM	2026年 1月	取締役副社長執行役員経営企画本部長、法務担当、コンプライアンス担当、低炭素事業統括(現)
2018年 6月	執行役員アメリカ・アフリカ事業本部長		
2019年 6月	常務執行役員上流事業開発本部長		

取締役候補者とした理由

滝本俊明氏は、入社以来、主に、石油開発技術部門及び海外プロジェクト部門の業務に従事し、アメリカ・アフリカ事業本部長、上流事業開発本部長、水素・CCUS事業開発本部長を経て、現在、経営企画本部長、法務担当、コンプライアンス担当、低炭素事業統括を務めており、当社における豊富な業務経験と、石油・天然ガス開発及びCCS、水素・アンモニアをはじめとする多様でクリーンなエネルギーの開発に係る事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

や ま だ だ い す け
候補者番号 **山田 大介**

再任

(1960年10月10日生)



4

- ▶ 候補者の有する当社の普通株式数 36,536株
- ▶ 取締役在任期間 6年(本総会終結時)
- ▶ 取締役会への出席状況 15/15回(100%)

略歴、地位及び担当

1984年 4月	(株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行)入行	2018年 4月	同社専務執行役員デジタルイノベーション担当役員
2011年 4月	(株)みずほコーポレート銀行執行役員産業調査部長	2019年 5月	当社特別参与
2013年 4月	同行常務執行役員営業担当役員	2019年 6月	常務執行役員財務・経理本部 副本部長、財務ユニットGM
2013年 7月	(株)みずほ銀行常務執行役員営業担当役員	2020年 3月	取締役常務執行役員財務・経理本部長
2014年 4月	(株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 大企業法人ユニット長	2024年 1月	取締役専務執行役員財務・経理本部長(現)

取締役候補者とした理由

山田大介氏は、金融機関における経歴を通じて培われた金融分野における優れた見識・実績を有し、2019年に当社入社後、財務・経理部門の業務に従事し、財務ユニットジェネラルマネージャーを経て、現在、財務・経理本部長を務めており、当社における豊富な業務経験と、エネルギー開発企業の管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

くりむら ひで き
候補者番号 **栗村 英樹**

新任

(1962年8月2日生)



5

- ▶ 候補者の有する当社の普通株式数 30,292株
- ▶ 取締役在任期間 —
- ▶ 取締役会への出席状況 —

略歴、地位及び担当

1985年 4月	帝国石油(株)入社	2019年 6月	執行役員アジア事業本部 本部長補佐 兼技術本部 本部長補佐
2008年10月	当社技術本部技術企画ユニットSC	2022年 1月	常務執行役員技術本部長
2009年 8月	マセラ事業本部ジャカルタ事務所Pre-Production O&M GM	2023年 1月	常務執行役員技術本部長、HSE担当
2016年 7月	技術本部開発技術ユニット副GM	2024年 1月	常務執行役員技術本部長兼イノベーション本部長、 HSE担当
2017年 8月	執行役員マセラ事業本部 本部長補佐 兼技術本部 本部長補佐	2025年 4月	常務執行役員技術統括本部長、HSE担当
		2026年 1月	専務執行役員技術統括本部長、HSE担当(現)

取締役候補者とした理由

栗村英樹氏は、入社以来、主に、石油開発技術部門、国内及び海外プロジェクト部門の業務に従事し、アジア事業本部本部長補佐、技術本部長を経て、現在、技術統括本部長、HSE担当を務めており、当社における豊富な業務経験と、エネルギー開発企業の技術分野に関する専門的な知見を有していることから、新たに取締役候補者となりました。

いい お の り なお
候補者番号 **飯尾 紀直**

再任

社外

独立役員

(1951年3月2日生)



6

- ▶ 候補者の有する当社の普通株式数 —
- ▶ 社外取締役在任期間 8年9か月(本総会終結時)
- ▶ 取締役会への出席状況 15/15回(100%)

略歴、地位及び担当

1973年 6月	三井物産(株)入社	2009年 8月	同社代表取締役専務執行役員CCO
2005年 4月	同社執行役員エネルギー本部長	2010年 4月	同社代表取締役専務執行役員
2008年 4月	同社常務執行役員欧州・中東・アフリカ本部長	2011年 4月	同社取締役
2008年10月	同社専務執行役員欧州・中東・アフリカ本部長	2011年 6月	同社顧問(2013年6月退任)
2009年 6月	同社代表取締役専務執行役員	2017年 6月	当社社外取締役(現)

社外取締役候補者とした理由等

飯尾紀直氏は、主に、企業経営者としての経験や資源・エネルギー業界における豊富な経験と見識を活かし、国際的な視点からの業務執行の監督や、取締役会等において必要な発言や提言等を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

もりもと ひでか
候補者番号 **森本 英香**

再任

社外

独立役員

(1957年1月4日生)

7

- ▶ 候補者の有する当社の普通株式数 —
- ▶ 社外取締役在任期間 4年(本総会終結時)
- ▶ 取締役会への出席状況 15/15回(100%)



略歴、地位及び担当

1981年 4月	環境庁(現環境省)入庁	2012年 9月	原子力規制庁次長
1997年 9月	環境庁長官秘書官	2014年 7月	環境省大臣官房長
2002年 2月	環境大臣秘書官	2017年 7月	環境事務次官(2019年7月退官)
2008年 7月	環境大臣官房総務課長	2020年 4月	早稲田大学法学部教授(現)
2009年 7月	環境大臣官房秘書課長	2020年 6月	一般財団法人持続性推進機構理事長(現)
2011年 8月	内閣審議官、内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室長	2022年 3月	当社社外取締役(現)

重要な兼職の状況

高砂熱学工業(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由等

森本英香氏は、環境省における経歴を通じて培われた環境及びエネルギー政策に関する豊富な経験と見識に加え、大学教授としての専門知識等を活かし、サステナビリティの視点からの業務執行の監督や、取締役会等において必要な発言や提言等を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号 **ブルース・ミラー**
(Bruce Miller)

再任

社外

独立役員

(1961年3月6日生)

8

- ▶ 候補者の有する当社の普通株式数 —
- ▶ 社外取締役在任期間 1年(本総会終結時)
- ▶ 取締役会への出席状況 12/12回(100%)



略歴、地位及び担当

1986年 2月	豪州外務貿易省入省	2011年 8月	駐日豪州大使
2001年 1月	同省戦略政策部部長	2017年 1月	豪州国家情報評価庁長官
2003年 4月	同省北東アジア部部長	2020年 8月	豪日交流基金理事長(2024年7月退任)
2004年 8月	在日豪州大使館政務担当公使	2022年 4月	海外投資審査委員会(豪)委員長(現)
2009年 5月	豪州国家情報評価庁副長官	2025年 3月	当社社外取締役(現)

重要な兼職の状況

第一生命ホールディングス(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由等

ブルース・ミラー氏は、駐日豪州大使をはじめ豪州外務貿易省における豊富な経験を通じて培われたグローバルな見識に加え、当社の中核事業地域である豪州の政治・経済・外交に関する専門的な知見を有しており、多様かつグローバルな視点からの業務執行の監督や、取締役会等において必要な発言や提言等を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

さい き なお こ
候補者番号 齋木 尚子

新任 社外 独立役員
(1958年10月11日生)



9	▶ 候補者の有する当社の普通株式数	—
	▶ 社外取締役在任期間	—
	▶ 取締役会への出席状況	—

略歴、地位及び担当

1982年 4月	外務省入省	2013年 6月	国際文化交流審議官
2000年 4月	北米局北米第二課長	2014年 7月	経済局長兼内閣官房内閣審議官
2002年 4月	条約司法規課長	2015年 10月	国際法局長
2004年 8月	慶應義塾大学総合政策学部教授	2017年 7月	研修所長(2019年 1月退官)
2006年 8月	外務省経済局政策課長	2020年 4月	東京大学公共政策大学院客員教授
2006年 9月	大臣官房会計課長	2023年 4月	外務省参与(現)
2012年 9月	大臣官房審議官(報道・広報・文化交流担当)(外務副報道官)兼内閣官房地域活性化統合事務局次長		

重要な兼職の状況

(株)小松製作所 社外取締役
山九(株) 社外取締役
(株)日本政策投資銀行 社外取締役

社外取締役候補者とした理由等

齋木尚子氏は、外務省において国際文化交流審議官、経済局長、国際法局長を歴任し、外交の第一線で活躍する中で培われた国際情勢に関する豊富な経験や、国際法、経済等の幅広い分野に関する高い見識に加え、大学教授としての専門知識等を活かし、多様かつグローバルな視点からの業務執行の監督や、取締役会等において必要な発言や提言等を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者となりました。

た か お か ひ で の り
候補者番号 高岡 英則

新任 社外 独立役員
(1961年 8月28日生)



10	▶ 候補者の有する当社の普通株式数	—
	▶ 社外取締役在任期間	—
	▶ 取締役会への出席状況	—

略歴、地位及び担当

1985年 4月	三菱商事(株)入社	2020年 4月	同社取締役常務執行役員
2015年 4月	同社執行役員エネルギー事業グループCEOオフィス室長		北米三菱商事会社社長兼米州コーポレート事業支援室長
2018年 4月	同社常務執行役員エネルギー事業グループCEO	2020年 6月	同社常務執行役員
2019年 4月	同社常務執行役員コーポレート担当役員(事業投資総括、CDO)		北米三菱商事会社社長兼米州コーポレート事業支援室長
2019年 6月	同社取締役常務執行役員コーポレート担当役員(事業投資総括、CDO)	2023年 4月	同社顧問(現)
		2023年 7月	三菱金曜会事務局長(現)

社外取締役候補者とした理由等

高岡英則氏は、三菱商事(株)のエネルギー事業グループCEOをはじめ、資源・エネルギー業界における豊富な経験を通じて培われた専門的な知見や企業経営の見識を活かし、グローバルな視点からの業務執行の監督や、取締役会等において必要な発言や提言等を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者となりました。

取締役候補者全員(10名)に関する特記事項

1. 補償契約の内容の概要

当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、各取締役が、自己若しくは第三者が不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には補償を受けた費用等を返還させることとしております。

本議案において再任者7名の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。

また、新任者3名の選任が承認可決された場合には、当該契約を締結する予定であります。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び当社執行役員とし、当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

また、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

- (注) 1. GM、SCはそれぞれジェネラルマネージャー、シニアコーディネーターの略称であります。
2. 当社は、普通株式以外に甲種類株式を1株発行しておりますが、甲種類株主は経済産業大臣であります。
3. 「第2号議案 取締役10名選任の件」の決議につきましては、当社定款第15条第1項に基づき、本定時株主総会決議時点において、当社普通株式に係る総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当社普通株式の単一の株主又は単一の株主とその共同保有者が保有していた場合には、本定時株主総会の決議に加えて、甲種類株主総会の決議が必要になります。当社は、本招集通知発送時点において、甲種類株主総会を開催する必要はないものと判断しておりますが、その後の調査の結果等によっては、甲種類株主総会決議が必要となる場合があります。また、甲種類株主は、当社定款第32条第4項に基づき、当社に対し、本定時株主総会の決議の日から2週間以内に限り甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができます。
4. 飯尾紀直氏、森本英香氏、ブルース・ミラー氏、齋木尚子氏及び高岡英則氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社は、飯尾紀直氏、森本英香氏及びブルース・ミラー氏について、(株)東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、齋木尚子氏及び高岡英則氏につきましても、それぞれ同取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。なお、当社における社外役員の独立性に関する基準は、本資料内の「(ご参考)社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。
5. 責任限定契約の概要
- 当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、飯尾紀直氏、森本英香氏及びブルース・ミラー氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において齋木尚子氏及び高岡英則氏の選任が承認可決された場合には、両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社では、社外取締役をはじめとする当社取締役が会社法上の競業禁止義務、利益相反取引への適切な対応や情報漏洩に関し、常に高い意識を持って経営にあたり、当社取締役としての職務を的確に遂行していくことの重要性に鑑み、社外取締役候補者を含む全取締役候補者から、これらの点を確認する「誓約書」を受理しております。
7. 各候補者が所有する当社の株式数には、株式報酬制度に基づき退任後に交付される予定の株式数を含めて表示しております。

ご参考 取締役及び監査役のスキルマトリックス

当社は、「INPEX Vision 2035『責任あるエネルギー・トランジションの実現』」を実行するため、多様かつ豊富な経験や見識を有する取締役候補者を推薦しております。

役職	氏名	分野									
		企業経営 組織運営	グローバル	財務・会計	法務・リスク マネジメント	サステナ ビリティ	技術・DX	エネルギー	営業・販売	人材開発 ダイバーシティ	
取締役	社内	上田 隆之	●	●			●	●	●		
		大川 人史	●	●	●	●			●		●
		滝本 俊明		●		●	●	●	●		
		山田 大介	●		●			●			
		栗村 英樹		●			●	●	●		●
	社外	飯尾 紀直	●	●					●	●	
		森本 英香				●	●		●		●
		ブルース・ミラー		●		●	●				●
		齋木 尚子		●		●	●				●
		高岡 英則	●	●				●	●	●	
監査役	社内	川村 明男		●	●				●		
		刀禰 俊哉		●	●	●					
	社外	麻生 憲一		●	●						●
		秋吉 満	●	●	●	●	●				
		木場 弘子					●		●		●

●は、特に期待する分野を示したものであり、対象者の有する知識・経験の全てを示すものではありません。

【スキルマトリックス各項目の選定理由】

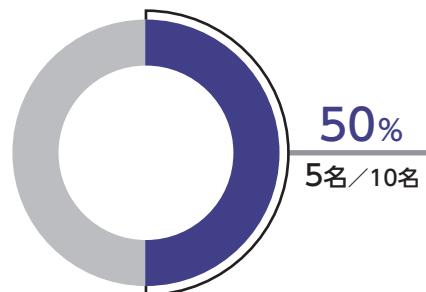
スキル項目	選定理由
企業経営・組織運営	エネルギー事業を取り巻く複雑な経営環境下において、当社の経営理念に基づいた中長期的な経営戦略・経営計画を策定・実行し、その実効性を監督するため、経営・組織運営全般に関する幅広い知識・経験が必要。
グローバル	当社が展開するグローバルな事業を的確に遂行し、それらの適切な監督を行うため、地政学、政策等に関する知識・経験が必要。
財務・会計	当社の中期経営計画で掲げる財務指標、効率性指標等の目標達成に向けた戦略の立案・実行及びそれらの適切な監督のため、財務、会計、税務に関する知識・経験が必要。
法務・リスクマネジメント	当社経営・事業に関する国内外の法令等の遵守を含む適切なリスクマネジメントの実行及びその監督を行うため、法務・コンプライアンス・コーポレートガバナンス等に関する知識・経験が必要。
サステナビリティ	サステナビリティ憲章及びHSE方針に基づき、当社事業やバリューチェーンを通じて各種課題への取組みを推進するとともに、その取組み状況の監督を行うにあたり、HSE(健康・安全・環境)及びサステナビリティ経営に関する知識・経験が必要。
技術・DX	エネルギー安定供給と事業の低炭素化実現に資する、技術・DXに係る戦略の立案・実行及びそれらの適切な監督のため、E&P事業全般に関する技術的知見や、デジタル・専門技術を活用した多様なエネルギーや低炭素化ソリューションの開発・革新(イノベーション)・進展に関する幅広い知識・経験が必要。
エネルギー	「責任あるエネルギー・トランジションの実現」に向けた当社エネルギー事業戦略の立案・実行及びそれらの適切な監督のため、中核事業に限らず、再生可能エネルギー及びCCS・水素・アンモニアをはじめとする多様なエネルギーの事業化、開発、生産、操業に関する幅広い知識・経験が必要。
営業・販売	国内外の全ての顧客に対する最適な商品・サービスと付加価値の提供、販売先の拡大に向けた新たな顧客へのマーケティング戦略の立案・実行及びそれらの適切な監督のため、多様なエネルギーの営業、販売に関する知識・経験が必要。
人材開発・ダイバーシティ	グローバル企業として責任ある経営を持続的に推進するためには人材の多様化と価値観を共有できる人材の育成が重要であると考えていることから、人材開発・ダイバーシティに係る戦略の立案・実行及びそれらの適切な監督のため、人事、教育、女性活躍推進等の分野における多様な知識・経験が必要。

ご参考 取締役会の構成

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会の構成は以下のとおりとなります。

	人数	うち社外		独立役員の割合
		(うち女性)	うち独立役員	
取締役	10名	5名(1名)	5名	50%
監査役	5名	4名(1名)	4名	80%
合計	15名	9名(2名)	9名	60%

■ 全取締役に占める独立社外取締役の割合



当社の取締役会は、独立性が担保された、経営陣に対する実効性の高い監督が行える適切なガバナンス体制が維持されております。

ご参考 取締役候補者の選任方針・手続き

- 当社は、当社事業に関する知識・技術並びに国際的な経験を有し、業務に精通した社内出身者に加え、資源・エネルギー業界や財務・法務その他の分野において、企業経営経験者、学識経験者又はその他の専門家等として、豊富な経験と幅広い見識を有する社外の人材を、各々取締役候補者として選定します。
- 当社は、取締役の候補者を、指名・報酬諮問委員会の答申を受けて、取締役会において決定し、選任理由を開示します。

ご参考 社外役員の独立性に関する基準

当社においては、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下の各号のいずれにも該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しております。

- 1 当社の主要株主(直接又は間接に10%以上の議決権を有する者)又はその業務執行者
- 2 当社を主要な取引先とする者(*1)又はその業務執行者
- 3 当社の主要な取引先(*2)又はその業務執行者
- 4 当社又はその子会社から役員報酬以外に、過去3年平均で、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- 5 当社又はその子会社の会計監査人(当該会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人に所属する者をいう。)
- 6 当社又はその子会社から、過去3年平均で、年間1,000万円を超える寄附又は助成を受けている者(ただし、当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該寄附又は助成の額が、過去3年平均で、年間1,000万円又は当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える団体の理事その他業務を執行する役員。)
- 7 直近3年間において、上記1から6のいずれかに該当していた者
- 8 次の(1)から(4)までのいずれかに掲げる者(重要でない者(*3)を除く。)(二親等以内の親族)
 - (1) 上記1から7のいずれかに掲げる者
 - (2) 当社の子会社の業務執行者
 - (3) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (4) 直近3年間において上記(2)若しくは(3)又は当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者
- 9 前各号のほか、当社における実質的な判断の結果、当社の一般株主と利益相反が生ずるおそれがある者

*1 「当社を主要な取引先とする者」とは、当該取引先における事業等の意思決定に対して、当社が当該取引先の親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当社との取引による連結売上高等が当該取引先の直近事業年度の連結売上高等の相当部分を占めている、いわゆる下請企業等が考えられる。

*2 「当社の主要な取引先」とは、当社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当該取引先との取引による連結収益が当社の直近事業年度の連結収益の相当部分を占めている相手や、当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手等が考えられる。

*3 具体的に「重要」な者として想定されるのは、1から3の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、4及び5の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含む。)を想定している。

取締役会全体の実効性評価

評価方法

社外取締役と監査役の会合において、2024年度の課題への取組み状況及び2025年度の実効性評価実施方法を議論。過年度評価において第三者評価機関によりその妥当性が確認された、取締役会自身による自己評価方式を採用(無記名アンケート方式)。

アンケートの項目

- 【自己評価】
- 【取締役会の構成】
- 【取締役会の運営】
- 【取締役会への支援体制】
- 【取締役会の役割・責務】
- 【投資家・株主との関係】
- 【指名・報酬諮問委員会】
- 【2025年度のアクションプランへの取組み】

2025年度の評価結果の概要

1. 取締役会の構成について、メンバーの知見・経験は十分な多様性を備えており、人数規模や社外取締役の割合についても概ね現状において適切であるものの、今後は、女性取締役の増員や、他業界経営経験者の登用等を通じ更なる多様性確保を図ることは有意義。
2. 事前説明会の開催・説明動画配信や経営会議等での議論の共有、及び専門用語の解説・注釈等の、取締役会の議論活性化に向けた取組みはいずれも有効であり、継続するべき。
3. 社外専門家による講演会、操業現場の視察及び取締役会内外での自由討議の機会等を確保することで非常勤役員の知見向上を図るとともに、取締役会メンバー間及び執行役員との連携を一層強化するべき。
4. 指名・報酬諮問委員会については、その独立性・客観性が確保されており、指名・報酬両分野における審議等において必要な役割を果たしている。今後も、取締役会との連携強化の取組みを継続・強化するべき。
5. 当社の特性を踏まえた取締役・取締役会の役割を整理し、取締役会付議基準のレビューや、当社にとって最適な機関設計についての議論を継続・深化するべき。

上記を含む個別の評価結果を総括した結果、2025年度の実効性は、全体として2024年度に引き続き十分に確保されていると評価されました。

更なる実効性確保に向けた取組み

取締役会の更なる実効性の確保に向けた今後の取組みとして、以下の2026年度のアクションプランが設定されました。

アクションプラン

- 経営戦略の議論の充実
- 取締役会の議論の活性化
- INPEX Vision 2035を踏まえた取締役会の在り方に係る議論の深化

当社は、今回の評価結果を踏まえて、引き続き、取締役会の実効性の向上を図ってまいります。



取締役会全体の実効性評価結果概要の詳細は、当社ウェブサイトをご覧ください。
<https://www.inpex.com/sustainability/2026/20260226.html>



指名・報酬諮問委員会の活動状況

当社は、取締役の指名及び報酬に関する取締役会の機能の独立性と客観性を確保し、説明責任を強化することを目的に、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。同委員会では、取締役等の指名及び報酬について審議し、その審議結果を取締役会へ答申しております。

本事業年度における同委員会の構成、各委員の出席状況及び主な審議内容については、以下のとおりです。

(指名・報酬諮問委員会の構成及び各委員の出席状況)

	氏名	出席状況
委員長	柳井 準(独立社外取締役)	100%(8回/8回)
委員	飯尾 紀直(独立社外取締役)	100%(8回/8回)
委員	西村 篤子(独立社外取締役)	88%(7回/8回)
委員	上田 隆之(代表取締役社長)	100%(8回/8回)

(指名・報酬諮問委員会における主な審議内容)

指名分野	報酬分野
<ul style="list-style-type: none"> ・取締役を求める要件(再定義) ・取締役及び監査役のスキルマトリックス ・取締役及び代表取締役候補者の選任 ・後継者計画 ・2026年度新執行役員体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬水準の妥当性検証(ピアグループとの比較) ・会社業績、経営指標の実績、各部門業績 ・業績連動報酬(賞与・株式報酬)KPIの達成度見直し及び実績 ・取締役賞与・株式報酬支給案

政策保有株式の状況

(政策保有株式に関する方針)

コーポレートガバナンスに関する基本方針において、政策保有株式に関する以下の内容の方針を定めております。

1. 当社の持続的成長と企業価値向上を目的に、必要と判断した法人の株式を政策保有する。
2. 毎年、取締役会で保有目的・便益・リスクを精査し、保有の必要性が低下した場合は縮減する。
3. 議決権行使は、政策保有の目的や投資先企業の成長に資するかを検討し、賛否を判断する。
4. 当社株式を政策保有している会社が売却を希望する場合、妨げることはしない。

(政策保有株式の保有状況)

	銘柄数	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	連結純資産に対する政策保有株式 残高の割合(%)
上場株式	4	6,595	0.13%
非上場株式	31	11,828	0.24%
合計	35	18,423	0.37%

ご参考 サステナビリティハイライト

主要なESG社外評価

当社は、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の採用するESG指数をはじめ、世界の主要なESG指数に認定されており、

GPIFが採用している以下のESG指数に選定されています	
<p>MSCI日本株ESGセレクト・リーダーズ指数 (MSCI2025スコア：A)</p> <p>2025 CONSTITUENT MSCI日本株ESGセレクト・リーダーズ指数</p> <p>The inclusion of INPEX Corporation (INPEX) in any MSCI index, and the use of MSCI logos, trademarks, service marks or index names herein, do not constitute a sponsorship, endorsement or promotion of INPEX by MSCI or any of its affiliates. The MSCI indexes are the exclusive property of MSCI. MSCI and the MSCI index names and logos are trademarks or service marks of MSCI or its affiliates.</p>	<p>FTSE JPX Blossom Japan Index FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index (FTSE2025スコア：4.0)</p>  <p>FTSE JPX Blossom Japan Index FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index</p>
<p>S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数</p> 	<p>Morningstar日本株式ジェンダー・ダイバーシティ・ティルト指数(除くREIT)</p>
その他、世界の主要なESG指数に選定されています	
<p>DJSI World Index DJSI Asia Pacific Index</p>	<p>FTSE4Good Development Index FTSE4Good Japan Index</p>  <p>FTSE4Good</p>
<p>MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数</p> <p>2025 CONSTITUENT MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数</p> <p>The inclusion of INPEX Corporation (INPEX) in any MSCI index, and the use of MSCI logos, trademarks, service marks or index names herein, do not constitute a sponsorship, endorsement or promotion of INPEX by MSCI or any of its affiliates. The MSCI indexes are the exclusive property of MSCI. MSCI and the MSCI index names and logos are trademarks or service marks of MSCI or its affiliates.</p>	



当社のサステナビリティの取組みの詳細につきましては、Sustainability Report 2024をご覧ください。

<https://www.sustainability-report.inpex.co.jp/2024/jp/>



1 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に緩やかな回復基調にありますが、米国の通商政策の影響や、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響、国際紛争等による景気の下振れリスクには留意する必要があります。加えて、金融資本市場の変動等の影響は引き続き懸念されています。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす**国際原油価格**は、代表的指標の一つであるブレント原油(期近物終値ベース)で当期は1バレル当たり70米ドル台半ばから始まり、米国によるイランやロシアへの制裁による供給懸念から一時的に上昇する場面も見られましたが、米中の関税をめぐる対立等、相互関税による経済停滞懸念や、OPEC+による自主減産の段階的な緩和により、年間を通して下落傾向が見られ、期末には60.85米ドルとなりました。

一方、業績に重要な影響を与えるもう一つの要因である**為替相場**は、当期は1米ドル157円台で始まり、4月下旬にかけて141円台前半まで円高方向に推移しました。年後半、特に10月以降は円安基調が強まり、148円台から150円台へ戻した後、11月にはFRBの利下げ観測後退もあり、一時157円台に達しました。12月にかけては構造的な円需給の弱さや財政健全性への懸念から円安圧力はなお残り、期末公示仲値(TTM)は1米ドル=156円54銭となりました。

原油価格(ブレント)の推移(終値)



為替(米ドル対円相場)の推移
(みずほ銀行公示のTTM(仲値))



当社の当期連結業績につきましては、原油の販売価格の下落により、**売上収益**は2兆113億円(前期比11.2%減)となりました。このうち、原油売上収益は1兆5,302億円(同10.6%減)、天然ガス売上収益(LPGを除く)は4,480億円(同14.7%減)です。**営業利益**は1兆1,354億円(同10.7%減)、**税引前利益**は1兆1,734億円(同9.7%減)、**親会社の所有者に帰属する当期利益**は3,938億円(同7.8%減)となりました。営業活動によるキャッシュ・フローは6,938億円、ROEは8.2%となりました。

国内石油・天然ガス事業

■ 売上収益

1,921億円

■ 親会社の所有者に帰属する当期利益

224億円

新潟県・直江津LNG基地で受け入れた豪州イクシスLNG等に南長岡ガス田の国産天然ガスを合わせ、パイプラインネットワーク沿線需要家に製品ガスを安定供給しています。加えて、同県における既存の事業エリア周辺等での継続的な探鉱作業実施に向けた取組みを推進しています。

また、千葉県で生産しているヨウ素は、ペロブスカイト太陽電池開発向け用途等で注目を集めており、その安定供給に注力しています。



直江津LNG基地

海外石油・天然ガス事業

イクシスプロジェクト

■ 売上収益

3,150億円

■ 親会社の所有者に帰属する当期利益

2,708億円

主力事業であるイクシスLNGプロジェクトでは順調な生産を継続しています。8月より実施した定期シャットダウンメンテナンスでは、陸上LNG施設の熱交換器の交換作業をはじめ計画していた作業を完了しました。陸上LNG施設の立ち上げ過程において若干の遅れがありましたが、11月初旬よりフルレートでの生産を再開しています。今後も、1ヶ月あたり11隻程度のLNGカーゴの出荷を維持し、年間を通じて、安全かつ安定した生産操業と製品供給に努めてまいります。



ダーウィン陸上LNGプラントとLNG船

その他のプロジェクト

■ 売上収益

1兆4,869億円

■ 親会社の所有者に帰属する当期利益

1,317億円

アブダビ(UAE)では、陸上・海上の各油田において、順調な生産を継続しています。また、陸上Block 4 鉱区では、当期に生産利権が付与され、早期生産開始に向けた開発作業を実施しています。引き続き、同国での事業を通じて日本とUAEの良好な関係の維持・発展に貢献してまいります。



下部ザクム油田

インドネシアでは、将来の成長の柱となるアバディLNGプロジェクトにおいて、8月より基本設計作業(FEED)を開始しました。並行して、資金調達及びマーケティング活動を進めてまいります。

タンゲーLNGプロジェクトでは、追加埋蔵量確保に向けた周辺探鉱鉱区の獲得を進めています。このほか、ベトナム及びマレーシア等において生産・探鉱事業を推進しています。

ノルウェー事業では、安定操業を継続するとともに、当期は複数の生産・開発アセットの取得を行ったほか、新たに探鉱ライセンスを獲得する等、更なる事業ポートフォリオの拡充を進めています。同国では水力発電や洋上風力発電からの電力を操業に活用する等、低炭素化の先進的な取組みを推進しています。

その他の事業

■ クリーン水素・アンモニア：

新潟県・柏崎水素パーク(ブルー水素・アンモニア製造・利用一貫実証試験)では、6月にプラントへ天然ガスを導入し試運転を開始するとともに、11月には開所式を実施しました。本実証を通じて、国内外でグリーン水素・アンモニア事業の先駆者となるための実績の獲得を目指します。



柏崎水素パークの開所式

■ CCS：

豪州では、4月にボナパルトCCS事業(イクシス排出分を含む年間1,000万トン以上のCO₂貯留事業)の概念設計を開始し、7月には連邦政府により「重要プロジェクト(Major Project Status)」として認定されました。また、首都圏CCS事業(京葉臨海工業地帯で排出されるCO₂を千葉県外房海域に貯留する事業)では、2月に「首都圏CCS株式会社」を設立しました。両事業においては2030年頃のCO₂圧入開始を目指しています。

■ 再生可能エネルギー・電力関連事業：

国内地熱発電事業では、秋田県小安地域で発電所建設工事を、また、北海道標津町尖峰周辺地域では調査井掘削準備作業を継続しています。

国内風力発電事業では、長崎県五島市沖で五島洋上ウィンドファームが2026年1月に商用運転を開始しました。

海外では、豪州において当社グループのPotentia Energy社が2月に合計1ギガワットを超える再生可能エネルギー資産を取得いたしました。



国内初の商用浮体式洋上風力発電施設

以下、当期における当社グループの主要事業部門の生産・販売状況をご報告します。

①生産状況

区分	当期	前期比増減(%)
原油	145,132千バレル (日量398千バレル)	3.3%
天然ガス	460,422百万CF (日量1,261百万CF)	△3.2%
小計	232,920千BOE (日量638千BOE)	0.9%
ヨウ素	599t	7.2%
硫黄	149kt	△6.7%
発電	2,493百万kWh	9.7%

- (注) 1. 海外で生産されたLPGは原油に含まれます。
 2. 原油及び天然ガス生産量の一部は、発電燃料として使用しています。
 3. 上記の生産量は関連会社等の持分を含みます。
 4. 当社グループが締結している生産分与契約にかかる当社グループの原油及び天然ガスの生産量は、正味経済的取分に相当する数値を示しています。なお、当社グループの権益比率ベースの生産量は、前期は原油147,926千バレル(日量404千バレル)、天然ガス477,926百万CF(日量1,306百万CF)、合計239,792千BOE(日量655千BOE)、当期は原油151,993千バレル(日量416千バレル)、天然ガス470,551百万CF(日量1,289百万CF)、合計241,746千BOE(日量662千BOE)となります。
 5. BOE(Barrels of Oil Equivalent) 原油換算量
 6. ヨウ素は他社への委託精製によるものです。
 7. 数量は単位未満を四捨五入しています。

②販売状況

報告セグメント等	区分	当期		前期比増減(%)		
		販売量	売上収益(億円)	販売量	売上収益	
国内石油・天然ガス事業	原油	255千バレル	26	△19.5%	△28.7%	
	天然ガス(LPGを除く)	80,159百万CF	1,688	△12.8%	△12.4%	
	ヨウ素等		206		1.2%	
	小計		1,921		△11.4%	
海外石油・天然ガス事業	イクシスプロジェクト	原油	11,147千バレル	1,183	△9.7%	△21.5%
		天然ガス(LPGを除く)	306,630百万CF	1,966	△1.0%	△11.6%
		小計		3,150		△15.6%
	その他のプロジェクト	原油	133,271千バレル	13,994	5.5%	△9.4%
		天然ガス(LPGを除く)	60,028百万CF	823	△16.7%	△24.9%
		その他		51		51.5%
小計		14,869		△10.3%		
その他 ¹	原油	—	97	—	△22.7%	
	天然ガス(LPGを除く)	—	2	—	△25.4%	
	その他 ²		71		51.1%	
	小計		171		△3.0%	
合計	原油	144,673千バレル	15,302	4.1%	△10.6%	
	天然ガス(LPGを除く)	446,818百万CF	4,480	△5.7%	△14.7%	
	その他		330		15.4%	
	合計		20,113		△11.2%	

- (注) 1. CCS・水素事業、再生可能エネルギー・電力関連事業、販売代理仲介事業等
 2. 販売代理仲介事業によるLPG売上等

2) 設備投資等の状況

当期の投資額は3,900億円であり、このうち、探鉱投資が408億円、石油・天然ガス生産施設及び天然ガス供給インフラ施設等に対する開発投資が3,226億円、その他の投資(CCS・水素事業及び再生可能エネルギー・電力関連事業を含む。)が265億円であります。

なお、上記投資額は、主に石油・ガス資産のうち探鉱・評価資産及び開発・生産資産の取得による支出や石油・天然ガス・再生可能エネルギー等のプロジェクトへの参画及び追加投資に伴う株式取得支出に係る期中発生分の合計であり、当該金額には共同支配企業であるイクシス下流事業会社(Ichthys LNG Pty Ltd)における投資のうち当社グループの持分相当額を含めております。

3) 資金調達の状況

当期は、当社中期経営計画に沿って適切なレバレッジコントロールに努めております。このほか、探鉱投資・開発投資等に向けて、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の出資を受けております。

4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 17 期	第 18 期		第 19 期	第 20 期
	2022年度	2023年度		2024年度	(当 期) 2025年度
	日本基準	日本基準	IFRS	IFRS	IFRS
売上高又は売上収益(億円)	23,246	21,657	21,645	22,658	20,113
営業利益(億円)	12,464	11,218	11,141	12,717	11,354
経常利益(億円)	14,419	13,504	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社の所有者に帰属する当期利益(億円)	4,610	3,715	3,217	4,273	3,938
1株当たり当期純利益 又は基本的1株当たり当期利益(円)	337.37	287.05	248.55	345.31	330.82
純資産又は資本合計(億円)	40,223	44,191	44,990	51,378	50,229
総資産又は資産合計(億円)	62,598	65,231	67,394	73,808	77,351

(注)1. 第19期より「国際会計基準(IFRS)」を適用して連結計算書類を作成しています。また、第18期についてもIFRSに準拠した数値を併せて記載しています。

2. 記載金額は億円未満を切捨てて表示しています。ただし、1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり当期利益については小数点第3位を四捨五入して表示しています。

5) 対処すべき課題

【経営環境】

2022年以降、ロシアによるウクライナ侵攻、中東情勢の不安定化に伴い、「エネルギーの安定供給」の重要性が再認識されています。また、大幅な円安や物価のインフレーションの傾向に加え、将来の国際通商ルールの変更、自然災害・紛争等のリスクについても考慮しておく必要があります。

気候変動対応の観点からは、世界では、2050年ネットゼロ実現に向けた野心的な目標を堅持しながらも、各国の置かれた固有の状況や技術進展の度合いを踏まえ、経済合理性やエネルギーの安定供給との間でバランスを取る現実路線への転換が進んでいるという認識です。中長期的なエネルギー需要の視点に目を向けると、世界の人口の拡大、新興国を中心とした経済成長等により、エネルギー需要が持続的に増加する基調は変わらないものと想定しています。石油・天然ガスのうち特に天然ガス需要については、中長期的にもアジアを中心に堅調な需要が見込まれています。

日本では、2025年2月に第7次エネルギー基本計画が示され、エネルギー政策の大前提はS+3E(安全性の確保(Safety)、エネルギー安定供給(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合性(Environment))であり、これらの最適なバランスを追求していくことがエネルギー政策の基本的視点であることが再確認されました。同計画において、石油・天然ガスの自主開発比率目標は、第6次エネルギー基本計画の目標水準(2030年に50%以上、2040年には60%以上)が維持されており、引き続き自主開発の更なる推進が必要です。

このような状況下、当社としては、事業環境を考えるうえで特に以下の3つの点を考慮に入れて経営に取り組む必要があると考えています。

■天然ガス/LNGの重要性が高まること：

ネットゼロへの移行過程において、天然ガス/LNGは他の化石燃料と比較してGHG排出原単位も相対的に小さいため、「現実的な移行期の燃料」として重要性が高まっていくものと考えています。

■多様な低炭素対策を並行して進める必要があること：

ネットゼロへの移行には、地域ごとの事情や移行の段階に応じて適切な手段を選択することが重要です。再生可能エネルギーの導入を推進することに加えて、既存の石油・天然ガス生産施設へのCCS導入や、水素/アンモニアを活用していくこと等も、現実的なエネルギー・トランジションのための道筋となると考えています。

■ネットゼロを見据えたエネルギー供給システムの強靱化と高度化が必要であること：

発展途上国での電力需要増加に加え、先進国でも半導体製造やAI需要により電力消費の再増加が予測されています。また、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う需給調整の課題から、電力供給システムの高度化が必要となっており、そのために必要となる鉱物や希少資源の重要性も高まっています。

【経営方針】

当社は、2025年2月に「INPEX Vision 2035 『責任あるエネルギー・トランジションの実現』」(以下「INPEX Vision 2035」)を発表しました。「INPEX Vision 2035」では、上述の経営環境認識を踏まえつつ、2035年に向けた当社の長期戦略を示すとともに、2025年から2027年までの3年間の中期経営計画を策定し、当面の具体的な取組みと目標を示しています。

2050年ネットゼロ社会実現に向けて現実的な解決策を探る国内外の様々な動きは、当社にとって、更なる飛躍の機会と捉えています。当社はこの「INPEX Vision 2035」に基づき、我が国及び世界のエネルギー需要に応えるべく取り組んでまいります。



INPEX Vision 2035・中期経営計画の詳細は、当社ウェブサイトをご覧ください。
<https://www.inpex.com/company/midterm.html>



6) 重要な子会社の状況等

①重要な子会社及び関連会社(共同支配企業含む)の状況

	会社名	資本金	当社の 出資比率(%)	主要な事業内容
日本	(株)INPEX JAPAN	100 百万円	100	石油・天然ガスの探鉱・開発・生産・販売等
	首都圏CCS(株)*1	175 百万円	85	CCS事業
豪州	(株)INPEX西豪州ブラウズ石油	3,350 百万円	100	石油・天然ガスの探鉱・開発及びイクシスLNGプロジェクト等への事業資金供給等
	INPEX Holdings Australia Pty Ltd	8,921,953 千米ドル	100	石油・天然ガスの探鉱・開発及びイクシスLNGプロジェクト等への事業資金供給等
	INPEX Ichthys Pty Ltd	804,456 千米ドル	100	石油・天然ガスの探鉱・開発・生産・販売
	INPEX Australia Mirai Energies Pty Ltd	2,111,842 千米ドル	100	石油・天然ガスの探鉱・開発及び再生可能エネルギー等の開発・生産・販売事業への事業資金供給等
	Ichthys LNG Pty Ltd*1	4,506,860 千米ドル	67.82	海底ガスパイプラインの敷設・運営事業並びにLNGプラントの建設・運営事業及びLNG・LPG・コンデンセートの販売
アブダビ	ジャパン石油開発(株)	5,532 百万円	100	石油の探鉱・開発・生産・販売
	JODCO Lower Zakum Limited	600,000 千米ドル	100	石油の探鉱・開発・生産・販売
	JODCO Onshore Limited	111 千米ドル	65.76	石油の探鉱・開発・生産・販売
東南アジア	(株)INPEXマセラ	87,954 百万円	64.28	石油・天然ガスの探鉱・開発・生産・販売
	(株)INPEX地熱開発	6,315 百万円	100	地熱発電事業への事業資金供給等
欧州	INPEX Idemitsu Norge AS	727.9 百万 ノルウェークローネ	100*2	石油・天然ガスの探鉱・開発・生産・販売
	INPEX Europe Limited	591 百万英ポンド	100	風力発電事業への事業資金供給等
その他	(株)INPEX北カスピ海石油	122,644 百万円	51	石油の探鉱・開発・生産・販売
	(株)INPEX南西カスピ海石油	53,594 百万円	51	石油の探鉱・開発・生産・販売
	INPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.	4,146,000 千米ドル	100	当社グループ内ファイナンス業務及びプロジェクトの財務業務サポート
	INPEX ENERGY TRADING SINGAPORE PTE. LTD.	101,000 千米ドル 及び1,050 千 シンガポールドル	100	石油・天然ガスの売買等

ほか子会社72社、関連会社(共同支配企業含む)28社
*1関連会社(共同支配企業含む)に該当します。*2間接所有を含む比率です。*3上表の地域は各社の主たる事業地域です。

②特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
(株)INPEX西豪州ブラウズ石油	東京都港区赤坂五丁目3番1号	741,140	2,876,488

7) 従業員の状況

従業員数(名)	前期末比
3,720 [602]	41名増

- (注) 1. 従業員数は、当社グループ(当社及び当社の子会社)から当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数です。
2. 従業員数欄の[]は外数で、臨時従業員の当期における平均雇用者数です。なお、平均臨時雇用者数には、海外における開発プロジェクト推進のため契約ベースにより雇用する現地従業員、国内における石油・天然ガス関連事業に従事する契約社員、嘱託、並びに派遣社員等が含まれています。
3. 当社グループは、多くの部門において、同一の従業員が複数の事業に従事しており、セグメント情報と関連付けた適切な従業員数を記載することが困難なため、区分しておりません。

8) 主要な借入先

借入先	借入残高(億円)
(株)みずほ銀行	2,042
(株)国際協力銀行	1,935
(株)日本政策投資銀行	1,380
(株)三井住友銀行	1,200
(株)三菱UFJ銀行	739

2 株式に関する事項

- 1) 発行可能株式総数 (普通株式) 3,600,000,000株
(甲種類株式) 1株
- 2) 発行済株式の種類及び総数 (普通株式) 1,259,136,067株(自己株式 92,730,159株を含む)
(甲種類株式) 1株
- 3) 株主数 (普通株式) 534,553名
(甲種類株式) 1名

4) 大株主の状況

株主名	持株数(株)			持株比率(%)
	普通株式	甲種類株式	合計株式	
経済産業大臣	276,922,800	1	276,922,801	23.74
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	145,001,800	—	145,001,800	12.43
(株)日本カストディ銀行(信託口)	68,927,200	—	68,927,200	5.91
石油資源開発(株)	26,723,300	—	26,723,300	2.29
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	24,017,225	—	24,017,225	2.06
野村信託銀行(株)(投信口)	20,686,200	—	20,686,200	1.77
日本証券金融(株)	17,446,100	—	17,446,100	1.50
S M B C 日興証券(株)	17,282,901	—	17,282,901	1.48
三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	14,935,777	—	14,935,777	1.28
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781	12,990,294	—	12,990,294	1.11

(注) 1. 持株比率は自己株式(92,730,159株)を控除して計算しています。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入しています。

5) その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため、2025年8月8日及び11月13日の取締役会において自己株式の取得を決議し、2026年1月9日までの期間で普通株式35,238,300株を総額99,999,944,750円で取得しています。

3 会社役員に関する事項

1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年12月31日現在)

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
上田 隆之	代表取締役社長 社長執行役員	—
藤井 洋	代表取締役 副社長執行役員	欧州・中東事業本部長
大川 人史	取締役 副社長執行役員	総務本部長 兼 オセアニア事業本部長、海外事業統括
山田 大介	取締役 専務執行役員	財務・経理本部長
滝本 俊明	取締役 専務執行役員	経営企画本部長、法務担当、コンプライアンス担当、 低炭素事業統括
柳井 準	取締役 (社外)	—
飯尾 紀直	取締役 (社外)	—
西村 篤子	取締役 (社外)	大成建設(株) 社外取締役
森本 英香	取締役 (社外)	高砂熱学工業(株) 社外取締役
ブルース・ミラー	取締役 (社外)	第一生命ホールディングス(株) 社外取締役
川村 明男	常勤監査役	—
刀襦 俊哉	常勤監査役 (社外)	—
麻生 憲一	常勤監査役 (社外)	—
秋吉 満	監査役 (社外)	(株)横浜フィナンシャルグループ 社外取締役
木場 弘子	監査役 (社外)	東海旅客鉄道(株) 社外取締役 (株)エスコン 社外取締役

(注)

1. 当期中の取締役の会社における地位及び担当の異動は次のとおりです。なお、()は異動前の地位及び担当です。

氏名	異動の日付	会社における地位及び担当
藤井 洋	2025年3月28日	代表取締役 副社長執行役員 アブダビ事業本部長 (副社長執行役員 アブダビ事業本部長)
	2025年4月1日	代表取締役 副社長執行役員 欧州・中東事業本部長 (代表取締役 副社長執行役員 アブダビ事業本部長)
大川 人史	2025年1月1日	取締役 副社長執行役員 総務本部長 兼 オセアニア事業本部長 (取締役 専務執行役員 総務本部長 兼 オセアニア事業本部長)
	2025年3月28日	取締役 副社長執行役員 総務本部長 兼 オセアニア事業本部長 海外事業統括 (取締役 副社長執行役員 総務本部長 兼 オセアニア事業本部長)
滝本 俊明	2025年3月28日	取締役 専務執行役員 経営企画本部長、法務担当 コンプライアンス担当、低炭素事業統括 (取締役 専務執行役員 経営企画本部長、法務担当 ネットゼロ事業統括)

2. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員について、(株)東京証券取引所が定める独立役員として届け出しています。
3. 大成建設(株)、高砂熱学工業(株)、第一生命ホールディングス(株)、(株)横浜フィナンシャルグループ、東海旅客鉄道(株)及び(株)エスコンの各社との間に特別の関係はありません。なお、いずれの社外役員も当該兼職先各社の業務を執行していないため、その独立性に影響はありません。
4. 監査役 川村明男氏は、財務、会計部門における豊富な経験があり、財務、会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 監査役 刀襦俊哉氏は、財務、税務等の分野における豊富な経験があり、財務、税務等に関する相当程度の知見を有しています。
6. 監査役 麻生憲一氏は、国際金融、財務等の分野における豊富な経験があり、国際金融、財務等に関する相当程度の知見を有しています。
7. 監査役 秋吉満氏は、財務部門における豊富な経験があり、財務等に関する相当程度の知見を有しています。
8. 監査役 木場弘子氏の戸籍上の氏名は、與田弘子です。
9. 2025年3月28日付をもって代表取締役 川野憲二氏及び取締役 西川知雄氏は任期満了により退任しました。

2) 執行役員の名等 (2026年1月1日現在)

氏名	会社における地位及び担当
社長執行役員	
* 上田 隆之	—
副社長執行役員	
* 大川 人史	総務本部長 兼 オセアニア事業本部長、 海外事業統括
* 滝本 俊明	経営企画本部長 法務担当、コンプライアンス担当、 低炭素事業統括
保坂 伸	社長補佐
専務執行役員	
* 山田 大介	財務・経理本部長
栗村 英樹	技術統括本部長、HSE担当
常務執行役員	
仙石 雄三	欧州・中東事業本部長
八方 庸介	サプライチェーン担当
加藤 博史	再生可能エネルギー・電力ソリューション 事業本部長
渡邊 章弘	アジア事業本部長
宮永 勝	国内事業本部長 ㈱INPEX JAPAN代表取締役 供給・営業本 部長
加賀野井 彰一	㈱INPEX JAPAN代表取締役社長 操業本部 長 兼 開発・生産本部長、HSE担当
岡本 浩一	グローバル営業本部長
村山 徹博	オセアニア事業本部 副本部長 Managing Director, Country Chair Australia INPEX Holdings Australia Pty Ltd Director(在パース)

氏名	会社における地位及び担当
執行役員	
細野 宗宏	欧州・中東事業本部 副本部長
池田 幸代	経営企画本部 本部長補佐
高田 伸一	技術統括本部 本部長補佐 O&M・施設ユニットGM
福井 敬	国内事業本部 本部長補佐 ㈱INPEX JAPAN 取締役副社長 操業本部 東日本鉱業所長 兼 業務推進ユニットGM
高橋 功	イノベーション本部長
長谷川 健二	アジア事業本部 本部長補佐 President Director Indonesia ㈱INPEXマセラ 取締役(在ジャカルタ)
落合 浩志	低炭素ソリューション事業本部長
今田 美郎	再生可能エネルギー・電力ソリューション 事業本部 本部長補佐 INPEX Europe Ltd. Managing Director(在ロンドン)
小川 晋一	総務本部 本部長補佐 人事ユニットGM
戸出 繁	国内事業本部 本部長補佐 ㈱INPEX JAPAN出向(操業本部 本部長補佐)
田内 信也	欧州・中東事業本部 本部長補佐 ㈱INPEX南イラク石油 取締役(在ドバイ)
矢吹 博英	欧州・中東事業本部 本部長補佐 アブダビ事業ユニットGM
高石 直樹	総務本部 本部長補佐 秘書ユニットGM 兼 アジア事業本部 本部長補佐
上妻 淳子	財務・経理本部 本部長補佐
中嶋 宏行	総務本部 本部長補佐 総務ユニットGM
木下 明彦	再生可能エネルギー・電力ソリューション 事業本部 本部長補佐 事業企画ユニットGM
深川 宏士	アジア事業本部 本部長補佐 Vice President of Technical ㈱INPEXマセラ取締役(在ジャカルタ)

- (注) 1. *印の執行役員は、取締役を兼務しています。
2. GMは、ジェネラルマネージャーの略称です。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

4) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役である上田隆之氏、藤井洋氏、大川人史氏、山田大介氏、滝本俊明氏、柳井準氏、飯尾紀直氏、西村篤子氏、森本英香氏及びブルース・ミラー氏並びに監査役である川村明男氏、刀禰俊哉氏、麻生憲一氏、秋吉満氏及び木場弘子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、各取締役及び各監査役が、自己若しくは第三者が不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には補償を受けた費用等を返還させることとしています。

5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び当社執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該責任は填補されない等の免責事由があります。また、保険料は全額当社が負担しています。

6) 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について以下のとおり取締役会において決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の諮問機関として、委員長及び委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬諮問委員会が、取締役報酬の原案について当該決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会は、同委員会の答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。したがって、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものと判断しております。

(基本方針)

当社の取締役の報酬は、以下を基本方針としています。

1. 当社の経営理念の実現に向けた、優秀な経営人材の確保・維持に資するものであること
2. 当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものであること
3. 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、透明性・客観性の高い報酬制度であること

(報酬水準)

当社の取締役の報酬水準は、外部調査機関のデータを活用し、同規模企業群や類似業種をピアグループとした役員ごとの水準にかかる調査・分析を行った後、指名・報酬諮問委員会において妥当性を検証のうえ、取締役会の決議により設定します。また、外部環境の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとします。

(報酬等の構成)

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、役位ごとの職務内容等に応じた「基本報酬」、短期インセンティブ報酬としての「賞与」、中長期インセンティブとしての「株式報酬」から構成されます。なお、社外取締役の報酬は、その職務の独立性の観点から、「基本報酬」のみの構成とします。

1. 基本報酬

- ・各取締役の役位ごとの職務内容に基づき、月例の固定報酬として支給する金銭報酬
- ・上記に加え、委員を兼任する社外取締役、その他、職務遂行上経費等の支給が必要とされる社外取締役に對し、手当として支給する金銭報酬

2. 賞与

- ・単年度の会社業績や担当部門業績を勘案した毎年6月に支給する業績連動型の金銭報酬
- ・会社業績指標は、当社の主要な財務指標である親会社の所有者に帰属する当期利益(以下「当期利益」)と探鉱前営業キャッシュ・フローに加え、非財務指標として当社の使命であるエネルギーの安定供給を果たすうえで不可欠となる安全指標(重大な事故ゼロ)を採用し、これらの目標達成度に応じて下表の評価ウエイトに基づき報酬額を算定し、最終的な報酬額は0～200%の範囲内で変動します。
- ・担当部門業績は、社長等を除く各取締役が管轄する担当部門の目標達成度について毎年評価を行うこととし、会社業績指標の達成度に基づき算定された各取締役の賞与額に各本部の評価結果を反映します。

賞与のKPI		評価ウエイト
財務指標	当期利益	45%
	探鉱前営業キャッシュ・フロー	45%
非財務指標	安全指標(重大な事故ゼロ)	10%

3. 株式報酬

- ・当社の中長期的な業績及び企業価値向上への取締役の貢献意識を高めることを目的とした業績連動型の要素と、取締役の自社株保有を通じて株主との利害共有意識を強化することを目的とした固定型の要素を併せた取締役の退任後に支給する株式報酬
- ・役位ごとに株式報酬基準額を定め、当該基準額の一部を業績連動(Performance Share)、残りを非業績連動(Non-Performance Share)の株式報酬として構成します。
- ・業績連動部分にかかる会社業績指標は、当社の主要財務指標である当期利益、探鉱前営業キャッシュ・フロー、ROE、ROIC、総還元性向に加えて、主要な非財務指標である温室効果ガス排出原単位を採用し、これらの目標達成度に応じて、下表の評価ウエイトに基づき報酬額を算定し、最終的な報酬額は0～200%の範囲内で変動します。
- ・非業績連動部分は、株主との利害共有意識を強化する観点から、交付株式数が固定された株式報酬として支給します。
- ・株式報酬は、信託型株式報酬制度を通じて支給します。本制度は、制度対象者に対して、役位や業績等に応じたポイントを毎年付与し、原則として制度対象者の退任後に、累積したポイント数に相当する当社株式を信託から交付するものです。

株式報酬のKPI		評価ウエイト
財務指標	当期利益	30%
	探鉱前営業キャッシュ・フロー	30%
	ROE	10%
	ROIC	10%
	総還元性向	10%
非財務指標	温室効果ガス排出原単位	10%

・なお、取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役等に対し、本制度における当社株式等の交付等を受ける権利の喪失又は没収(マルス)、交付した当社株式等相当の金銭の返還請求(クローバック)ができるものとします。

目標達成度が100%の場合の社長の基本報酬、賞与、株式報酬の比率は概ね50%：30%：20%となるように設定しています。

当期における賞与及び株式報酬のKPIの期末実績は「ご参考 2025-2027 中期経営計画の進捗総括」に記載のとおりです。なお、当期における取締役の賞与及び株式報酬については、期末実績を参照し、指名・報酬諮問委員会における多角的な検討、審議を経て取締役会において決定しております。

(報酬決定プロセス)

- ・当社は、取締役の報酬の決定にかかる取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、取締役会の諮問機関として、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しており、同委員会の答申を受け、取締役会において取締役の報酬の額又はその算定方法にかかる決定方針を定めています。
- ・指名・報酬諮問委員会は、原則として年4回以上開催することとし、取締役報酬等の額及び算定方法並びに個人別の報酬等の内容の決定方針にかかる主要事項を審議のうえ、取締役会に対して助言・提言を行っており、取締役会はその助言・提言の内容を最大限に尊重して意思決定を行います。なお、取締役の個人別の報酬支給額(担当部門業績評価を踏まえた賞与の最終支給額等)については、当社の経営状況を最も熟知している代表取締役社長である上田隆之が、取締役会決議により一任を受け、同委員会の助言・提言の内容に基づき決定します。
- ・当社を取り巻く外部環境や社会・経済情勢等に鑑み、業績連動報酬にかかる目標値や算定方法等の妥当性について、指名・報酬諮問委員会において慎重に審議を行ったうえで、取締役会の決議により、各取締役の報酬額算定に調整を加えることがあります。

②当期における取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	株式報酬	
取締役合計	521	370	100	50	12
取締役(社内)	408	258	100	50	6
社外取締役	112	112	—	—	6
監査役合計	131	131	—	—	5
監査役(社内)	34	34	—	—	1
社外監査役	96	96	—	—	4

- (注) 1. 上表には、2025年3月28日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の基本報酬は、2025年3月28日開催の第19回定時株主総会において、賞与を含めて年額10億円以内(うち社外取締役に對して2億円以内)と決議しており、当該決議日時点の員数は10名(うち社外取締役は5名)です。
4. 監査役の基本報酬は、2022年3月25日開催の第16回定時株主総会において、年額1億4,000万円以内と決議しており、当該決議日時点の員数は5名です。
5. 取締役の賞与は、当事業年度に係る役員賞与支給予定額を記載しております。なお、同金額の算定においては、指名・報酬諮問委員会における多角的な検討、審議を経ております。
6. 賞与及び株式報酬は、業績連動報酬に該当します。また、株式報酬は非金銭報酬等に該当します。
7. 当社は、取締役及び執行役員の株式報酬制度(役員報酬BIP信託)を導入しております。表の株式報酬は、取締役に對する役員報酬BIP信託に關して当事業年度中に付与した株式付与ポイントに係る費用計上額です。2025年3月28日開催の第19回定時株主総会において、当社が拠出する1事業年度あたりの金員の上限は4億6,000万円、制度対象者に付与するポイントの1事業年度あたりの上限は466,000ポイント(当社株式466,000株相当)と決議しており、当該決議日時点の取締役(社外取締役及び国内非居住者を除く)の員数は5名です。

7) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

①社外取締役

氏名	主な活動状況等	取締役会への出席の状況
柳井 準	主に、企業経営者としての経験や資源・エネルギー業界における豊富な経験と見識を活かし、国際的かつ法務・リスクマネジメントの視点からの業務執行の監督や助言を行う役割が期待されているところ、取締役会及び代表取締役との意見交換会等において、必要な発言や提言等を行っています。 また、指名・報酬諮問委員会の委員長として当該委員会審議に参加し、取締役の指名、報酬に関する透明性・客観性の強化に寄与しています。	15回中15回 (100%)

氏名	主な活動状況等	取締役会への出席の状況
飯尾紀直	主に、企業経営者としての経験や資源・エネルギー業界における豊富な経験と見識を活かし、国際的な視点からの業務執行の監督や助言を行う役割が期待されているところ、取締役会及び代表取締役との意見交換会等において、必要な発言や提言等を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として当該委員会審議に参加し、取締役の指名、報酬に関する透明性・客観性の強化に寄与しています。	15回中15回 (100%)
西村篤子	外交官としての豊富な経験や国際情勢に関する幅広い見識に加え、特命全権大使(女性・人権人道担当)・大学教授としての専門知識等を活かし、多様かつグローバルな視点からの業務執行の監督や助言を行う役割が期待されているところ、取締役会及び代表取締役との意見交換会等において、必要な発言や提言等を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として当該委員会審議に参加し、取締役の指名、報酬に関する透明性・客観性の強化に寄与しています。	15回中14回 (93%)
森本英香	環境事務次官としての環境及びエネルギー政策に関する豊富な経験と見識に加え、大学教授としての専門的な知識をはじめとする様々な分野に関する知見を活かし、サステナビリティの視点からの業務執行の監督や助言を行う役割を期待されているところ、取締役会及び代表取締役との意見交換会等において、必要な発言や提言等を行っています。	15回中15回 (100%)
ブルース・ミラー	駐日豪州大使をはじめ豪州外務貿易省における豊富な経験を通じて培われたグローバルな見識に加え、当社の中核事業地域である豪州の政治・経済・外交に関する専門的な知見を有しており、多様かつグローバルな視点からの業務執行の監督や、取締役会等において必要な発言や提言等を期待されているところ、取締役会及び代表取締役との意見交換会等において、必要な発言や提言等を行っています。	12回中12回 (100%)

(注) 取締役ブルース・ミラー氏につきましては、2025年3月28日就任後の状況を記載しています。

②社外監査役

氏名	取締役会及び監査役会における発言の状況等	取締役会への出席の状況	監査役会への出席の状況
刀襦俊哉	財務及び税務等の分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	15回中15回 (100%)	18回中18回 (100%)
麻生憲一	国際金融・財務等の分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	15回中15回 (100%)	18回中18回 (100%)
秋吉満	財務及び経営等の分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	15回中15回 (100%)	18回中18回 (100%)
木場弘子	フリーキャスター及び大学教員並びに総合資源エネルギー調査会や交通政策審議会等の公職における委員としての豊富な経験によって培われた多様で幅広い知見に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	15回中15回 (100%)	18回中18回 (100%)

(注) 本事業報告中の記載金額等につきましては、別に注記しているものを除き、表示単位未満の端数を切捨てて表示しています。

連結財政状態計算書

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

科 目	前期（ご参考） （2024年12月31日）	当 期 （2025年12月31日）	科 目	前期（ご参考） （2024年12月31日）	当 期 （2025年12月31日）
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産	870,206	1,109,093	流 動 負 債	533,663	839,663
現金及び現金同等物	241,675	168,407	営業債務及びその他の債務	192,576	217,690
営業債権及びその他の債権	267,476	263,055	社債及び借入金	193,847	541,482
棚卸資産	67,241	68,389	その他の金融負債	54,951	37,183
未収法人所得税	6,982	19,397	未払法人所得税	63,960	13,040
貸付金	45,659	54,305	資産除去債務	15,277	15,885
その他の金融資産	166,400	477,393	その他の流動負債	13,050	14,381
その他の流動資産	57,430	58,145	非流動負債	1,709,366	1,872,631
売却目的で保有する資産	17,341	—	社債及び借入金	870,064	703,264
非流動資産	6,510,656	6,626,104	その他の金融負債	62,950	46,589
石油・ガス資産	3,855,226	3,888,982	退職給付に係る負債	1,321	1,358
その他の有形固定資産	28,864	25,576	資産除去債務	381,660	477,817
のれん	20,515	46,551	繰延税金負債	388,217	628,151
無形資産	17,015	31,360	その他の非流動負債	5,151	15,448
持分法で会計処理されている投資	948,075	1,024,925	負 債 合 計	2,243,029	2,712,295
貸付金	1,433,298	1,409,382	資 本 の 部		
その他の金融資産	123,557	116,765	親会社の所有者に帰属する持分	4,821,805	4,747,158
退職給付に係る資産	904	980	資本金	290,809	290,809
繰延税金資産	64,555	62,145	資本剰余金	458,254	454,020
その他の非流動資産	18,644	19,434	利益剰余金	3,073,530	3,345,830
資 産 合 計	7,380,863	7,735,198	自己株式	△131,235	△221,629
			その他の資本の構成要素	1,130,446	878,127
			非支配持分	316,027	275,745
			資 本 合 計	5,137,833	5,022,903
			負債及び資本合計	7,380,863	7,735,198

連結損益計算書

単位：百万円 (百万円未満切捨表示)

科 目	前 期(ご参考) (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)	当 期 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日)
売 上 収 益	2,265,837	2,011,351
売 上 原 価	△915,310	△864,515
売 上 総 利 益	1,350,527	1,146,836
探 鉱 費	△53,350	△16,733
販売費及び一般管理費	△134,512	△118,032
その他の営業収益	35,832	84,100
その他の営業費用	△31,537	△32,829
持分法による投資損益	104,831	72,099
営 業 利 益	1,271,789	1,135,440
金 融 収 益	149,491	120,194
金 融 費 用	△122,469	△82,161
税 引 前 利 益	1,298,811	1,173,473
法 人 所 得 税 費 用	△864,573	△743,835
当 期 利 益	434,238	429,638
当 期 利 益 の 帰 属		
親 会 社 の 所 有 者	427,344	393,836
非 支 配 持 分	6,894	35,801
当 期 利 益	434,238	429,638

貸借対照表

単位：百万円 (百万円未満切捨表示)

科 目	前期 (ご参考) (2024年12月31日)	当 期 (2025年12月31日)	科 目	前期 (ご参考) (2024年12月31日)	当 期 (2025年12月31日)
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産	369,604	373,954	流 動 負 債	146,164	441,950
現金及び預金	468	203	買掛金	6,364	5,251
売掛金	7,166	201	短期借入金	—	60,000
製品	—	5,251	コマーシャル・ペーパー	79,980	299,696
仕掛品及び半成工事	130	996	1年内返済予定の長期借入金	43,661	43,359
原材料及び貯蔵品	51	—	1年内償還予定の社債	—	10,000
前渡金	4,532	4,754	リース債務	15	15
前払費用	2,660	2,728	未払金	5,819	6,045
関係会社短期貸付金	64,819	68,162	未払費用	7,736	6,269
関係会社預け金	321,381	321,892	未払法人税等	414	97
その他	32,663	37,365	預り金	643	3,294
貸倒引当金	△64,269	△67,601	賞与引当金	1,105	1,271
固 定 資 産	2,373,628	2,502,534	役員賞与引当金	110	100
有 形 固 定 資 産	8,860	9,281	事業損失引当金	162	—
建物	3,875	3,643	その他	151	6,550
構築物	183	179	固 定 負 債	646,226	595,306
機械及び装置	252	291	社債	30,000	20,000
車両運搬具	2	0	長期借入金	519,083	471,771
工具器具備品	688	698	リース債務	32	17
土地	3,560	3,478	株式給付引当金	528	754
リース資産	43	29	関係会社事業損失引当金	28,569	33,435
建設仮勘定	255	959	関係会社債務保証損失引当金	57,328	56,821
無 形 固 定 資 産	2,658	1,808	資産除去債務	454	865
鉱業権	7	7	その他	10,231	11,638
ソフトウェア	1,563	1,361	負 債 合 計	792,391	1,037,257
その他	1,088	440	純 資 産 の 部		
投 資 そ の 他 の 資 産	2,362,109	2,491,443	株 主 資 本	1,969,402	1,853,714
投資有価証券	26,545	18,423	資 本 金	290,809	290,809
関係会社株式	2,360,770	2,494,065	資 本 剰 余 金	803,802	803,802
関係会社長期貸付金	4,692	4,082	資 本 準 備 金	72,802	72,802
長期前払費用	561	337	その他資本剰余金	731,000	731,000
前払年金費用	8,515	13,318	利 益 剰 余 金	1,006,025	980,731
繰延税金資産	34,584	38,321	その他利益剰余金	1,006,025	980,731
その他	13,069	7,840	繰越利益剰余金	1,006,025	980,731
貸倒引当金	△756	△786	自 己 株 式	△131,235	△221,629
探鉱投資引当金	△85,874	△84,159	評価・換算差額等	△18,560	△14,483
資 産 合 計	2,743,233	2,876,488	その他有価証券評価差額金	5,671	3,099
			繰延ヘッジ損益	△24,232	△17,582
			純 資 産 合 計	1,950,841	1,839,231
			負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,743,233	2,876,488

損益計算書

単位：百万円 (百万円未満切捨表示)

科 目	前 期(ご参考) (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)		当 期 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)	
営 業 収 益				
売 上 高	220,337		33,821	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	75,980		141,182	
業 務 受 託 収 入	3,433	299,751	12,111	187,115
<u>売 上 原 価</u>		181,927		33,136
<u>売 上 総 利 益</u>		117,824		153,978
探 鉱 費		1,473		—
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		60,333		57,479
<u>営 業 利 益</u>		56,017		96,499
営 業 外 収 益				
受 取 利 息	22,726		15,471	
受 取 配 当 金	109,662		4,032	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	234		6,449	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	61,767		6,243	
為 替 差 益	1,866		2,578	
そ の 他	7,818	204,076	3,569	38,344
<u>営 業 外 費 用</u>				
支 払 利 息	28,235		24,429	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	61		4,150	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,691		3,362	
探 鉱 投 資 引 当 金 繰 入 額	1,498		6,115	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,590		4,966	
関 係 会 社 債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	3,586		257	
デ リ バ テ ィ ッ プ 評 価 損	9,395		—	
そ の 他	2,102	49,161	3,417	46,698
<u>経 常 利 益</u>		210,933		88,145
特 別 利 益				
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	28,549		—	
<u>税 引 前 当 期 純 利 益</u>		239,482		88,145
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△5,695		△2,401	
法 人 税 等 調 整 額	△16,816	△22,511	△2,451	△4,852
<u>当 期 純 利 益</u>		261,994		92,998

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

株式会社INPEX
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山崎	一彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋	聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清水	幹雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	諸貫	健太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社INPEXの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社INPEX及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

株式会社INPEX

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山崎	一彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋	聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清水	幹雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	諸貫	健太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社INPEXの2025年1月1日から2025年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の方法、職務の分担等を含む監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所について業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(令和6年3月12日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月13日

株式会社INPEX

監査役会

常勤監査役	川村明男	印
常勤監査役(社外監査役)	刀襦俊哉	印
常勤監査役(社外監査役)	麻生憲一	印
監査役(社外監査役)	秋吉満	印
監査役(社外監査役)	木場弘子	印

以上

■ 2025-2027 中期経営計画の進捗総括

	2027年12月期 (中計目標)	2025年12月期 (実績)	2026年12月期 (通期予想)
重大な事故 ¹	ゼロ	2件	ゼロ
株主還元	90円を起点とした累進配当 総還元性向 ² 50%以上	年間配当額100円 総還元性向55.4%	年間配当額108円 総還元性向50%以上
3年間の累計営業 CF	3年間累計で2.2兆円	8,626億円	8,420億円
GHG原単位 ³	19年比で35%削減	26kg/boe	27kg/boe
ROE	株主資本コストを上回る	8.2%	7.0%
ROIC	WACCを上回る	7.3%	6.0%

- オペレータープロジェクトにおける、死亡事故、重篤負傷、重大漏洩(PSE Tier 1)
- 配当支払額と自己株式取得予定額の合計金額 ÷ 当期利益
- Scope 1 + 2

■ INPEX Vision 2035

2035年に向けてINPEXが実現していくこと

成長軸 1 天然ガス/LNG事業の拡大

イクシスLNGプロジェクトでは、安全・安定操業を継続した上で、液化能力拡張を目指します。
アパディLNGプロジェクトでは、30年代初頭の生産開始を目標に中計期間中のFID¹を目指します。
LNGトレーディング機能を強化し、より柔軟なLNG供給を実現します。
早期マネタイズが可能な有望地域で探鉱を継続します。

成長軸 2 CCS/水素をコアとした 低炭素化ソリューションの提供

これまでに培った組織能力・既存技術を活かし、エネルギーの低炭素化に取組みます。
当社が参画する天然ガス/LNGプロジェクトとCCSの組み合わせによるGHG排出抑制に加え、第三者向けのGHG削減ソリューションの提供やグリーン水素の供給を推進します。

成長軸 3 INPEXならではの強みを活かした エネルギー・資源分野での新たな挑戦

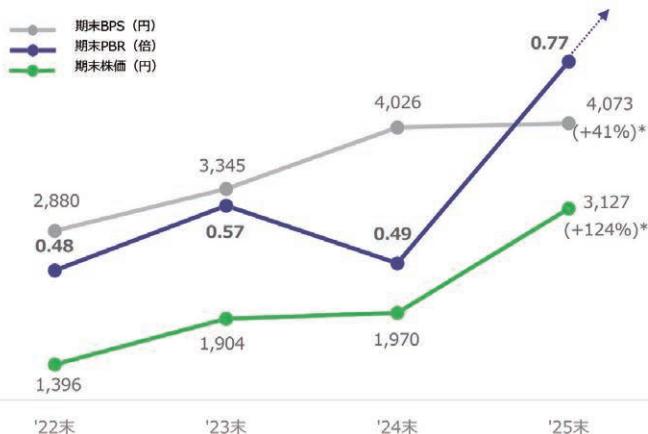
総合エネルギー開発企業として、電力関連分野にも貢献していきます。
再エネに蓄電池やグリーンガス火力発電²といった調整電源を組み合わせ、グリーンかつ高付加価値な電力供給体制の発展に貢献します。
電力供給システムを支えるために必要となる、石油・天然ガス以外の地下資源回収にも挑戦します。

1. 最終投資決定 (Final Investment Decision) のこと
2. CCSと組み合わせることやグリーン水素と混焼/専焼させることでGHGの排出を削減することを目指す

ご参考 企業価値の持続的向上に向けて

当社は、企業価値の持続的向上に向けた各種取組みを実施しております。当期におけるPBR等に関する進捗状況は以下のとおりです。

期末BPS、期末株価、期末PBR推移



* ()内は'22末と'25末を比較した場合の上昇率

当社の考えるPBR上昇の背景

① 当社の継続的な取組み

資本効率の向上：投資規律の順守と利益基盤の強化

将来事業成長への信認獲得：アバディでのFEED開始

株主還元・投資家対話の強化：累進配当導入等の還元強化、開示充実と対話の強化

② 外部環境の変化

化石燃料に対する考え方が以下のように変化

天然ガス

- ✓ Energy Additionに対する現実的な解
- ✓ GHG排出量削減とEnergy securityを両立できる Destination Energy

原油

- ✓ 2030年以降も原油の需要は堅調との見通し



詳細につきましては、2026年2月12日発表の決算説明会資料等をご覧ください。
https://www.inpex.com/company/corporate_value.html



ご参考

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、エネルギーの開発・生産・供給を、持続可能な形で実現することを通じて、より豊かな社会づくりに貢献することを経営理念としております。この経営理念のもと、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主をはじめとするステークホルダーとの協働により社会的責任を果たすとともに、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的としてコーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

また、当社グループにおけるコーポレートガバナンスに関する基本方針を明らかにし、主体的な情報発信を行うことで、当社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現することを目的に、「**コーポレートガバナンスに関する基本方針**」を制定しております。

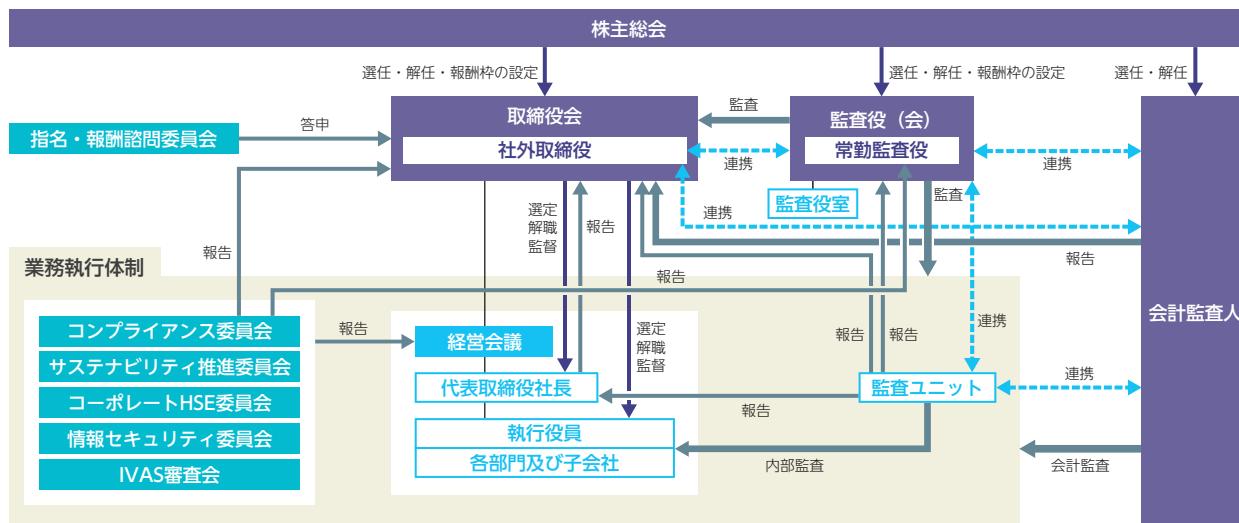
コーポレートガバナンス体制の概要(2025年度末時点)

組織形態	監査役設置会社
取締役	定款上の員数…………… 16名以下 人数(うち社外取締役) …… 10名(5名) 任期…………… 1年
監査役	定款上の員数…………… 5名以下 人数(うち社外監査役) …… 5名(4名) 任期…………… 4年
独立役員の数	9名(社外取締役5名、社外監査役4名)
その他	経済産業大臣に対して甲種類株式を発行



「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の詳細につきましては、当社ウェブサイトをご覧ください。
https://www.inpex.com/assets/documents/company/corporate_governance/guidelines.pdf

当社のコーポレートガバナンス体制 (模式図)



第20回 定時株主総会会場ご案内図

日時 | 2026年3月27日(金曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)

場所 | The Okura Tokyo(オークラ東京)
オークラ プレステージタワー 1階「平安の間」

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 電話番号(03) 3582-0111

○会場公式HPに各駅からの徒歩ルート案内がございますので
ご参照ください

<https://theokuratokyo.jp/ja/hotel-location>



地上41階建ての高い方の建物です

交通

東京メトロ 日比谷線

虎ノ門ヒルズ駅 **出口A2a**

徒歩5分

東京メトロ 銀座線

虎ノ門駅 **出口3**

徒歩10分

東京メトロ 銀座線/南北線

溜池山王駅 **出口14**

徒歩10分



- ・日比谷線虎ノ門ヒルズ駅からのご来場が便利です。
- ・会場、エレベーター、化粧室等はバリアフリー対応となっております。館内貸出用の車いす(無料)もございます。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



第20回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

第20期 (2025年1月1日～2025年12月31日)

■ 事業報告

主要な事業内容	1
主要な拠点	1
会計監査人に関する事項	2
業務の適正を確保するための体制及びその運用状況	3
株式会社の支配に関する基本方針	10

■ 連結計算書類

連結持分変動計算書	12
連結注記表	13

■ 計算書類

株主資本等変動計算書	45
個別注記表	46

株式会社 I N P E X

法令及び定款第27条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。

■ 事業報告

主要な事業内容

- ・石油、天然ガス、その他の鉱物資源の調査、探鉱、開発及び生産
- ・地熱、風力、太陽光その他のエネルギー資源の調査、開発及び生産
- ・上記に定める資源及びそれらの副産物の精製、加工、貯蔵、売買、受託販売及び輸送
- ・電気、熱等の供給

主要な拠点

名 称	所在地
本社	東京都港区赤坂五丁目3番1号
技術研究所	東京都世田谷区
直江津LNG基地	新潟県上越市
東日本鉱業所	新潟県新潟市
東日本鉱業所 秋田鉱場	秋田県秋田市
東日本鉱業所 千葉鉱場	千葉県山武市
東日本鉱業所 南阿賀鉱場	新潟県阿賀野市
東日本鉱業所 長岡鉱場	新潟県長岡市
海外拠点	所在国
パース	オーストラリア連邦
ダーウィン	オーストラリア連邦
アブダビ	アラブ首長国連邦
ジャカルタ	インドネシア共和国
シンガポール	シンガポール共和国
クアラルンプール	マレーシア
オスロ	ノルウェー王国
ロンドン	英国
アスタナ	カザフスタン共和国
ヒューストン	アメリカ合衆国

(注) 上記には当社子会社の拠点も含めています。

会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社の会計監査人としての報酬等の額	340百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	489百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質の確保等の観点から妥当なものと認められるとして、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 重要な子会社のうち、在外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況の概要

【業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備についての決定内容】

「株式会社の業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の整備」についての決定内容の概要は、次のとおりです。なお、本概要は、2025年12月22日開催の取締役会における一部改定の決議を反映したものです。

①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、サステナビリティ憲章及び行動基本原則を策定し、この遵守と徹底を図るための体制を構築する。

当社は、コンプライアンス担当役員及び常設組織の本部長又は担当役員等を構成員(2026年1月1日付で、客観性・多様性の確保を目的とし社外弁護士等を加える。)とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる基本方針や重要事項を審議し、その実践状況を管理するとともに、社内研修等を通じて周知徹底を図ることで、取締役及び使用人がその職務執行上、法令及び定款に則り、行動することを確保する。併せて、社内担当部署及び社外専門家(弁護士)等を窓口とした内部通報制度を整備する。

この体制をより独立性の高いものとすることを目的とし、独立したコンプライアンス部門がコンプライアンス担当役員を補佐する。

また、コンプライアンス体制及び関連社内規程を実効あらしめるために、社長直属の内部監査部門による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等を通じ、これを検証・評価するとともに、適宜改善を行う。社長直属の内部監査部門は、内部監査規程に基づき、年度毎に内部監査計画を策定し、同計画及び内部監査結果について、定期的に取り締役会並びに常勤監査役及び監査役会へ報告する。

さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、適正に運用するとともに、その有効性の評価を行う。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その所管する職務の執行に係る文書その他の情報については、法令、定款及び社内規程等に則り、情報セキュリティ体制を整備し、適正に保存及び管理する。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、取締役は各担当部署と緊密な連携を図りつつ、リスクの特定・分析・評価を実施の上、社内規程・ガイドライン等に基づき、リスク管理を行う。

さらに、日常業務に係るリスク管理の運営状況等については、社長直属の内部監査部門による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等を通じ、これを検証・評価するとともに、環境の変化に応じた不断の見直しを行う。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、以下の点に留意して事業運営を行う。

(1) 重要事項の決定については、常勤の取締役、役付執行役員等で組織する経営会議を毎週ないし適宜開催し、迅速かつ適正に業務執行を行う。

(2) 日常の職務遂行については、取締役会規程その他の社内規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が迅速に業務を遂行する。

また、取締役会は、長期の経営戦略と中期の経営計画を策定するとともに、その進捗状況の報告を受ける。

当社は、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図るため取締役等を本部長とする本部制を採用しているが、各本部等は、経営計画等を実現するため、重要なリスクとその対処方針に留意しつつ、事業環境に応じた主要なマイルストーンとなる取組みを推進し、経営会議は、その進捗状況の報告を受ける。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ) 当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者(以下「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ経営管理規程に基づき、子会社との間でグループ経営管理に係る契約を締結し、各社の重要事項について当社に報告を求め、又は承認する。

ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社におけるリスク管理について、グループ経営管理規程に基づき、当社グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行う。

また、当社は、子会社に対して当社の社長直属の内部監査部門による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等に協力するよう求め、かかる監査等を通じ、子会社の日常業務に係るリスク管理の運営状況等を検証・評価するとともに、かかる検証・評価の結果を踏まえて、子会社に対して環境の変化に応じた不断の見直しを求める。

ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、当社グループ全体において、長期の経営戦略と中期の経営計画を共有し、人的・資金的な経営資源を効率的に運用するとともに、当社の各社内規程等に準じ、以下の点に留意して事業運営を行うよう求める。

(1)子会社における重要事項の決定については、子会社の取締役会又は取締役合議にて決定を行う。

(2)子会社の日常の職務執行については、子会社における職務権限を定めた規程に基づいて権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が迅速に業務を遂行する。

ニ) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ全体に適用されるコンプライアンス体制(内部通報制度を含む)を構築し、子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人に対して周知徹底する。

当社は、子会社の協力を得て、子会社に対し、当社の社長直属の内部監査部門による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等を実施する。

当社は、子会社において取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制が構築されるよう、グループ経営管理規程に基づき、子会社との間でグループ経営管理に係る契約を締結する。

⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の監査の実効性を高めるべく、監査役の職務を補助するための執行部門から独立した組織である監査役室を設置し、専任の使用人を置く。

当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当該使用人の人事評価、人事異動及び懲戒処分は、事前に常勤監査役の同意を必要とする。

⑦当社の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、法令に定める事項、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項その他当社の監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、報告及び情報提供を行う。

また、当社の監査役は、当社の取締役会その他重要な会議に出席するとともに、稟議の回付等を受けて、常に業務上の情報を入手できるようにする。

当社グループの内部通報制度においては、コンプライアンス担当役員は、当社グループの取締役、監査役その他これらの者に相当する者並びに使用人及び退職後1年以内の使用人からの内部通報の状況について、速やかに当社の常勤監査役に対して報告する。

⑧前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を周知徹底する。

また、当社グループの内部通報制度においては、報告者に対する不利な取扱いが確認された場合には、不利な取扱いをした者及びその所属部門長等は、就業規則等に則った懲戒等の処分の対象となる。

⑨当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払又は償還の手続等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的な会合を実施するとともに、適宜必要な情報を提供し、監査役との意思疎通を図る。併せて、当社は、監査役と社外取締役との定期会合の機会を確保し、相互連携と情報共有の充実に図る。

また、当社は、監査役が内部監査部門とも連携し、定期的に報告を受けることができる体制を整えるなど、監査の実効性の向上を図る。

さらに、監査役の監査の実施に当たり、弁護士、公認会計士、税理士等の社外専門家と緊密に連携が取れるようにする。

【業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の運用状況の概要】

当社は、「株式会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備」についての決定内容に基づき、内部統制システムを適切に運用しておりますが、当事業年度における主な運用状況の概要は、次のとおりです。

<コンプライアンス体制>

当社は、当社グループの行動規範(Code of Conduct)を制定し、全ての役員及び従業員に対し、法令遵守はもちろんのこと、社会規範を尊重し、高い倫理観を持った行動をするよう義務付けております。また、コンプライアンス委員会を定期的及び随時に開催し、コンプライアンスの実践状況等を確認するとともに、取締役会にも報告しております。

社内のコンプライアンス活動

コンプライアンス委員会で決議した活動計画に従い、社内の各種ツールを利用したコンプライアンスに関する情報発信や、定例の社内コンプライアンス研修等の開催に加えて、当年度の重点的な活動として、外部講師の支援を得て、組織内コミュニケーションの改善を目的とし、階層・組織の垣根を超えた参加者間での意見交換やグループディスカッション・ケーススタディを含むコンプライアンス研修を実施したほか、2024年度に引き続き、役員を対象とした外部弁護士によるコンプライアンス研修や職場環境のモニタリング等を目的としたハラスメント・コミュニケーションに関するアンケート調査を実施しました。また、各部署に配置したコンプライアンス推進担当者とコンプライアンスを統括する部署の担当者との会合を半期毎に開催するなど、職場全体としてのコンプライアンス活動の拡充・強化に取り組みました。

グローバルに事業を展開する当社グループのコンプライアンス体制を更に強化するため、国内外の当社グループ社員から、経営上のリスクが特に高い贈収賄・汚職、競争法違反、不正な会計処理の3つの分野に関して、多言語での受付を可能とするグローバルな内部通報制度を運用するとともに、贈収賄・汚職防止に係る当社グループの姿勢を包括的に明示する「INPEXグループグローバル贈収賄・汚職防止方針」を公表しております。

その他のコンプライアンス活動

また、人権尊重に対する当社の姿勢を明示するため、「INPEXグループ人権方針」を策定・公表しております。さらに、英国法「Modern Slavery Act 2015」に基づき、当社グループ及びそのサプライチェーンにおける奴隷労働や人身取引の防止への取組みに係るステートメントを開示しているほか、当社グループが事業を展開する豪州、ノルウェーにおいても、関係法令に基づき、人権侵害の防止への取組み等に係るステートメント等を開示しております。

加えて、人権や公正な企業活動、機密保持等のコンプライアンスに関わる事項を含むESGへの取組みをサプライチェーン全体で強化すべく「サプライヤー行動規範」を制定し、当社標準契約書の中にも含める形式で契約先サプライヤーに遵守を求めています。また、本行動規範の理解促進のための施策として「サプライヤー行動規範ガイドライン」も発行しております。

グローバルに事業を展開する当社グループは、税務コンプライアンスに関する基本的な考え方を表明す

る「税務方針」を策定・公表しており、クロスボーダー取引に係る税務等に適切に対応するため、税務ガバナンス体制の強化に取り組んでおります。

当社では、社内担当部署及び社外専門家(弁護士)等を窓口とした内部通報制度を整備しておりますが、本年度は、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

<リスク管理体制>

事業に関連する様々なリスクに対処するため、まず、新規プロジェクトの取得に際しては、経営企画本部ビジネスデベロップメントユニットが横断的に各事業本部と調整を行い、協働で採否の分析・検討を行っています。また、探鉱、評価、開発等の各フェーズにおける技術的な評価等を組織横断的に行うための仕組みとして「INPEX Value Assurance System (IVAS) 審査会」を運営しているほか、各プロジェクトのリスク及び対処方針を定期的に見直すとともに、主要なプロジェクトについては取締役会にて報告しております。

また、事業を行う国や地域のコンントリーリスク管理に係るガイドラインを制定し、リスクの高い国には累積投資残高の目標限度額を設定する等の管理を行っております。

さらに、為替、金利、原油・天然ガス価格、及び有価証券価格の各変動リスクを特定し、それらの管理・ヘッジ方法を定めることで財務リスク管理を行っております。

また、HSE(健康・安全・環境)リスクに関しては、当社の事業活動における安全衛生、プロセスセーフティ、環境保全、セキュリティの継続的改善を推進するため、HSEマネジメントシステムで定めるHSEリスク管理要領に基づき、事業所毎にHSEリスクの特定、分析・評価を行っています。また、リスク対応策を策定、実行するとともに、HSEリスクを監視するため、リスク管理状況を定期的に本社に報告させ、本社ではこれを確認しております。

一方、大規模な事故や災害等による緊急事態に対応できる能力を高めるため、緊急時・危機対応計画書を策定・維持するとともに、平時より緊急時対応訓練を定期的実施する等、積極的にリスク管理に努めております。また、重要な業務を停止させないために事業継続計画(BCP)を策定しております。

このほか、重要な契約や訴訟等に関する事業部門及び経営陣への適切な法的助言ができる体制の整備並びに国内外の事業への法務サポート機能のさらなる充実のため、リーガルユニットを独立した組織とし、リーガルリスクの管理も強化しております。

最後に、情報セキュリティリスクについて、重要インフラ事業者に対するサイバー攻撃リスクが増大する中、当社では組織的対策として24時間365日の監視体制とインシデント対応チームを整備し、情報セキュリティ委員会への定期報告を通じて全社的なセキュリティ管理を強化しています。システム面では最新の防御・検知技術を導入し、情報・制御両システムの保護を継続的に向上させるとともに、役員・従業員への定期的な教育・訓練により人的側面からも情報漏えいリスクの最小化に取り組んでいます。

<職務執行の効率性を確保するための体制>

当社の戦略的な方向付けを行うべく、取締役会において経営戦略及び経営計画として「ビジョン」及び「中期経営計画」を策定し、公表しています。2025年2月には、「INPEX Vision 2035 『責任あるエネ

ルギー・トランジションの実現』(以下INPEX Vision 2035)」を策定・公表しました。INPEX Vision 2035では、昨今の経営環境や社会情勢等の変化を踏まえつつ、2035年に向けた当社の長期的な戦略を示すとともに、2025年から2027年までの3年間における中期経営計画として当面の具体的な目標・道筋を新たに示しております。

また、これらの長期的な戦略と中期経営計画を実現するための経営執行部門の事業運営方針である全社取組方針を踏まえ、全社の年度計画・目標を策定するとともに、中間及び期末にその進捗状況の振り返りを実施し、その評価結果について取締役会に報告しております。

<グループ会社の経営管理体制>

グループ経営管理規程及びグループ経営管理に係る契約に基づき、当社は、グループ会社との間で重要事項について報告を求め、又は承認をしております。また、当社の内部監査部門である監査ユニットが、年度監査計画に基づき子会社の監査を実施するとともに当社取締役会並びに常勤監査役及び監査役会に監査結果を報告しております。

一方、グループ運営に当たっては、海外プロジェクトの子会社について当社との兼務体制を活用するとともに、併せて資金面では、Cash Management Systemによるグループ資金の一元管理体制を通して資金効率を高めているほか、シンガポール共和国に設立した当社金融子会社でのグループ内ファイナンス業務の集中管理等、効率的な事業運営を図っております。

当社の内部通報制度はグループ全体に適用されるものとなっており、当社及び各子会社における研修や周知活動を通じて、通報者に対する不利な取り扱いの禁止を徹底しております。

<監査役の監査の実効性を確保するための体制>

監査役は、監査の実効性の向上を図るため、取締役会のほか経営会議等の重要な会議への出席、各部門に対するヒアリング、代表取締役をはじめ各取締役との会合等を通じて、必要な情報収集と意見交換を行っております。また、当社の内部監査部門である監査ユニットの年度監査計画の策定に際して意見交換を行い、かつ、個々の監査結果について随時報告を受けるほか、会計監査人から会計監査及び中間財務諸表の期中レビューの結果を含め必要な報告を受けるなど、内部監査部門及び会計監査人と緊密に連携を取っております。

さらに、常勤監査役は、コンプライアンス担当役員より、内部通報の内容及びその対応について速やかに報告を受けております。

なお、執行部から独立した専任の使用人を配置する組織として監査役室が設置され、監査役の職務を補助しております。

株式会社の支配に関する基本方針

①経営に関する基本方針

当社グループは、今後も我が国及び世界におけるエネルギー需要に応え、長期にわたり引き続き、エネルギーの安定供給の責任を果たしつつ、2050年ネットゼロに向けて「責任あるエネルギー・トランジション」の実現に取り組みます。具体策として、「現実的な移行期の燃料」としての天然ガスをよりクリーンな形で供給します。加えて、第三者向けにCCSやグリーン水素・アンモニア等の低炭素化ソリューションを提供するとともに、電力関連分野の新たな取組みを強化します。

②財産の有効な活用及び不適切な支配の防止のための取組み

当社グループは、資本効率性・財務健全性を意識しつつ、強固な財務体質を活かして、石油・天然ガス資源の安定的かつ効率的な供給を可能とするために事業基盤の拡大を目指し、石油・天然ガス開発事業、低炭素化ソリューション事業、電力関連事業への成長投資を行います。当社グループは、プロジェクトが生み出すキャッシュを、成長投資と株主還元バランスよく配分することで、新たなキャッシュの創出と株主価値の増大を図り、持続的な企業価値の向上を目指します。

また、当社は、上記①の方針に基づき、投機的な買収や外資による経営支配等により、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われること又は否定的な影響が及ぶことがないよう、経済産業大臣に対し甲種類株式を発行しております。

その内容としては、i)取締役の選解任、ii)重要な資産の全部又は一部の処分等、iii)当社の目的及び当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与に係る定款変更、iv)統合、v)資本金の額の減少、vi)解散、に際し、当社の株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式の株主による種類株主総会(以下「甲種類株主総会」という。)の決議が必要とされております。ただし、i)取締役の選解任及びiv)統合については、定款に定める一定の要件を充たす場合に限り、甲種類株主総会の決議が必要とされております。甲種類株主総会における議決権の行使に関しては、甲種類株主が令和4年経済産業省告示第54号に定める甲種類株式の議決権行使の基準に則り、議決権を行使できるものとしております。

当該基準では、上記i)及びiv)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、上記iii)の当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与に係る定款変更の決議については、「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」、上記ii)、iii)当社の目的に係る定款変更、v)及びvi)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」のみ否決するものとされております。

さらに、当社の子会社定款においても子会社が重要な資産処分等を行う際に、上記ii)の重要な資産の全部又は一部の処分等に該当する場合には、当該子会社の株主総会決議を要する旨を定めており、この場合も当社取締役会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要としています。なお、当社の取締役会は、甲種類株主による甲種類株式の議決権行使を通じた拒否権の行使に関して権能を有しておらず、従って甲種類株式は当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

③上記②の取組みについての取締役会の判断

上記②の取組みは、我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現及び持続的な企業価値の向上を目指すものであり、上記①の方針に沿うものであります。

また、上記②の甲種類株式は、拒否権の対象が限定され、その議決権行使も令和4年経済産業省告示第54号に定める経済産業大臣による甲種類株式の議決権行使の基準に則り行われることから、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くし、その影響が必要最小限にとどまるよう設計されておりますので、上記①の方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えております。

■ 連結計算書類

連結持分変動計算書

(自 2025年1月1日
至 2025年12月31日)

単位：百万円(百万円未満切捨表示)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素 在外営業活動体の換算差額 キャッシュ・フロー・ハッジ	
2025年1月1日残高	290,809	458,254	3,073,530	△131,235	1,127,203	17,062
当期利益	-	-	393,836	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	△261,053	△5,590
当期包括利益合計	-	-	393,836	-	△261,053	△5,590
自己株式の取得	-	-	-	△90,411	-	-
自己株式の処分	-	△17	-	17	-	-
配当金	-	-	△111,453	-	-	-
支配継続子会社に対する持分変動	-	△4,460	-	-	1,985	-
子会社の支配喪失に伴う変動	-	-	-	-	-	-
株式報酬取引	-	243	-	-	-	-
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	-	-	△10,083	-	8,275	-
所有者との取引額合計	-	△4,233	△121,537	△90,393	10,260	-
2025年12月31日残高	290,809	454,020	3,345,830	△221,629	876,410	11,471

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素			合計		
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	合計			
2025年1月1日残高	△13,820	-	1,130,446	4,821,805	316,027	5,137,833
当期利益	-	-	-	393,836	35,801	429,638
その他の包括利益	2,668	△411	△264,388	△264,388	949	△263,438
当期包括利益合計	2,668	△411	△264,388	129,448	36,751	166,199
自己株式の取得	-	-	-	△90,411	-	△90,411
自己株式の処分	-	-	-	0	-	0
配当金	-	-	-	△111,453	△81,181	△192,635
支配継続子会社に対する持分変動	-	-	1,985	△2,475	4,205	1,729
子会社の支配喪失に伴う変動	-	-	-	-	△56	△56
株式報酬取引	-	-	-	243	-	243
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	1,396	411	10,083	-	-	-
所有者との取引額合計	1,396	411	12,069	△204,096	△77,033	△281,129
2025年12月31日残高	△9,755	-	878,127	4,747,158	275,745	5,022,903

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等]

1. 連結計算書類の作成基準

当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定によりIFRSに準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定によりIFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 子会社の数及び主要な子会社の名称

子会社の数 88社

主要な子会社の名称

(株)INPEX JAPAN、(株)INPEX西豪州ブラウズ石油、INPEX Holdings Australia Pty Ltd、INPEX Ichthys Pty Ltd、INPEX Oil & Gas Australia Pty Ltd、ジャパン石油開発(株)、JODCO Onshore Limited、JODCO Lower Zakum Limited、(株)INPEXマセラ、INPEX Idemitsu Norge AS、(株)INPEX南西カスピ海石油、(株)INPEX北カスピ海石油、INPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.

(2) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち子会社としなかった会社の名称等

会社等の名称

Ichthys LNG Pty Ltd

子会社としなかった理由

当社は、当社子会社であるINPEX Holdings Australia Pty Ltdを通じて、Ichthys LNG Pty Ltdの議決権の過半数を自己の計算において所有しておりますが、TotalEnergies EP Ichthys Holdingsとの株主間協定書に基づき、重要事項の決議は両社の同意が必要となることから、Ichthys LNG Pty Ltdを子会社ではなく、持分法適用の共同支配企業としております。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社等(共同支配企業を含む。以下同じ。)の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社等の数 30社

主要な会社等の名称

MI Berau B.V.、Ichthys LNG Pty Ltd

4. 子会社の事業年度等に関する事項

子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

連結計算書類の作成にあたって採用した重要性のある会計方針は以下のとおりであります。

(1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社が支配しているすべての企業を指します。当社が、企業への関与による変動リターンにさらされている、又は変動リターンに対する権利を有している場合で、その企業に対するパワーを通じてこれらの変動リターンに影響を与えることができる場合には、当社はその企業を支配しております。

子会社の会計方針が、当社グループが採用している会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を行っております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

支配を喪失しない子会社に対する持分の変動は、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と支払対価又は受取対価の公正価値との差額を資本に直接認識し、親会社の所有者に帰属させております。

子会社の支配を喪失する場合、処分損益は受取対価の公正価値及び残存持分の公正価値の合計と子会社の資産(のれんを含む)、負債及び非支配持分の支配喪失時の帳簿価額との差額として算定し、純損益で認識しております。

② 関連会社

関連会社とは、当社グループがその財務及び経営方針に対して、重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配していない企業を指します。

関連会社に対する投資は持分法で会計処理を行い、取得時に取得原価で認識しております。その後、関連会社の純損益及びその他の包括利益に対する当社グループの持分を認識し、投資額を修正しております。

関連会社の会計方針が、当社グループが採用している会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該関連会社の財務諸表に調整を行っております。

③ 共同支配の取決め

共同支配の取決めとは、関連性のある活動にかかる意思決定について支配を共有している当事者の全会一致の合意を必要とする取決めを指します。共同支配の取決めは、共同支配を有する当事者の権利及び義務に基づいて、共同支配企業又は共同支配事業のいずれかに分類されます。

共同支配企業とは、共同支配を有する当事者が純資産に対する権利を有している場合の共同支配の取決めを指します。共同支配企業については、持分法により処理しております。共同支配企業の会計方針は、当社グループが採用している会計方針と整合させるため、必要に応じて修正しております。

共同支配事業とは、共同支配の取決めのうち、共同支配を行う参加者が契約上の取決めに関連する資産に対する権利及び負債に係る義務を有するものを指します。共同支配事業に係る投資については、当該共同支配の資産、負債、収益及び費用のうち、当社グループの持分相当額のみを認識しております。重要な内部取引並びに債権債務は、持分比率に応じて相殺消去しております。

④ 企業結合及びのれん

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。

企業結合が生じた期の末日までに企業結合の当初の会計処理が完了していない場合には、暫定的な金額で会計処理を行い、取得日から1年以内の測定期間において、暫定的な金額の修正を行っております。

取得原価は、取得日の公正価値で測定された移転した対価及び被取得企業に対する非支配持分の金額の合計額として測定しております。

被取得企業に対する非支配持分は、企業結合ごとに、公正価値又は被取得企業の識別可能純資産の公正価値に対する非支配持分割合相当額のいずれかにより測定しております。

当社グループが事業を取得する場合、取得日における契約条件、経済状況及び関連する諸条件に基づき、取得資産及び引受負債の分類及び指定を行っております。また、取得した識別可能資産及び引受負債は、原則として、取得日の公正価値で測定しております。

のれんは、移転した対価と非支配持分として認識された金額の総額が識別可能取得資産及び引受負債の純額を超過した額として測定しております。

のれんは、減損テスト実施のために、企業結合のシナジーからの便益を得ることが期待される個々の資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

当初認識後、企業結合で取得したのれんは償却せず、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上しております。また、減損テストについては、連結会計年度末又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、実施しております。

持分法で会計処理されている投資の帳簿価額に含まれる関連会社・共同支配企業に係るのれんは、当該投資とは区別せず一体の資産として減損テストを行っております。当社グループは、関連会社・共同支配企業に対する投資が減損していることを示す客観的な証拠があるか否かを評価しております。投資が減損していることを示す客観的証拠がある場合、投資の回収可能価額(使用価値と売却コスト控除後の公正価値のいずれか高い方)と帳簿価額を比較することにより、減損テストを行っております。過去の期間に認識された減損損失は、過去の減損損失計上後、投資の回収可能価額の決定に使用された見積りの変更があった場合にのみ、投資の回収可能価額がその後増加した範囲で戻し入れております。

(2) 外貨換算

① 外貨建取引の換算

機能通貨以外の通貨(外貨)での取引については、取引日の為替レートで機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性項目は、連結会計年度末の為替レートで機能通貨に再換算しております。外貨建非貨幣性項目は、取得原価で測定するものは取引日の為替レートで、公正価値で測定するものは当該公正価値の算定日の為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる為替換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は、連結会計年度末の為替レートで日本円に換算しております。収益及び費用は報告期間中の為替レートが著しく変動していない限り、報告期間の平均為替レートをを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。また、(18)法人所得税に記載のとおり、その他の包括利益で認識される項目に関する法人所得税費用は、その他の包括利益に認識しております。そのため、在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額に関する法人所得税費用は、その他の包括利益として認識しております。

これらのその他の包括利益は、在外営業活動体の全部又は一部を処分した時点で純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益として認識した法人所得税費用のうち、IFRS移行日にゼロとみなすことを選択した在外営業活動体の換算差額に関する部分は、その他の包括利益として認識した後に、在外営業活動体の全部又は一部を処分した時点で利益剰余金に直接振り替えております。

また、有償減資により投資先への投資の絶対額が減少し、それが在外営業活動体に対する持分の部分的な処分であると判断される場合には、当該有償減資により減少する在外営業活動体の資本金及び資本剰余金に係る換算差額の累計額を資本から純損益に振り替えております。石油・天然ガス開発プロジェクトでは、通常、探鉱及び開発活動に10年以上の長い期間を要し、その期間中は製品の販売による収入が得られない一方、有望な資源の発見及び生産施設の建設等に巨額の資金が必要となります。このため、海外プロジェクトでは関連する在外営業活動体において投融資を受けることにより、探鉱及び開発活動に要する資金を賄っております。探鉱及び開発活動に成功し製品の生産及び販売が開始された後は、多額の販売収入を得る一方、探鉱及び開発段階と比較して必要な投資額が大きく減少することにより、潤沢なキャッシュ・フローが生じ、これを当初の探鉱及び開発活動のために調達した投融資の還元及び返済に充てる事業構造となっております。有償減資が在外営業活動体に対する持分の部分的な処分であると判断されるのは、在外営業活動体が関連する石油・天然ガス開発プロジェクトで生産及び販売が開始され、探鉱及び開発活動に要した巨額の投資資金の回収段階において実施される場合等であります。こうした状況下では、有償減資により資本金及び資本剰余金を減少させたとしてもプロジェクトの今後の投資及び財務活動に対する資金需要は当該プロジェクトの営業活動によるキャッシュ・フローで十分賄え、以後は資本金及び資本剰余金を再び増加させることやそれに類するグループ内ファイナンスを含む借入金の増加といった追加的な資金供与が見込まれないことから、当社グループでは、当該有償減資は経済的実質を伴う在外営業活動体に対する持分の部分的な処分であると判断しております。

なお、支配の喪失を伴わない子会社に対する持分の変動取引については、当該子会社の為替換算差額を親会社の所有者に帰属する持分と非支配持分との間で、資本を通じて再配分しております。

(3) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(4) 金融商品

① 金融資産(デリバティブを除く)

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融商品の契約の当事者となった取引日に金融資産を認識しております。

当初認識時において、すべての金融資産は公正価値で測定しておりますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されない場合は、当該公正価値に金融資産の取得に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取得に直接帰属する取引費用は、純損益に認識しております。

(ii) 分類

(a) 負債性金融資産

償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記のいずれにも分類されないものについて、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(b) 資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当初認識時に、公正価値の変動をその他の包括利益を通じて認識すると指定したものについては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(iii) 事後測定

(a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損損失の戻入益又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については明らかに投資原価の一部回収である場合を除き純損益として認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(iv) 金融資産の減損

当社グループは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産及び償却原価で測定する金融資産に係る予想信用損失に対して、貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、各連結会計年度末に、当該資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

ただし、営業債権に係る貸倒引当金については、上記に関わらず、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。なお、債務者の財務状況の著しい悪化、債務者による支払不履行又は延滞等の契約違反等、金融資産が信用減損している証拠がある場合、算定した貸倒引当金を控除後の償却原価に対して、実効金利法を適用しております。

予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大な費用や労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額又は貸倒引当金を減額する場合における貸倒引当金の戻入額は、連結損益計算書上「金融費用」又は「金融収益」に含めて純損益で認識しております。

(v) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は当社グループが金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合に金融資産の認識を中止しております。

② 金融負債(デリバティブを除く)

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融商品の契約の当事者となった取引日に金融負債を認識しております。

すべての金融負債は当初認識時に公正価値で測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した額で測定しております。

(ii) 分類

償却原価で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外の金融負債については、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

(iii) 事後測定

償却原価で測定する金融負債は、実効金利法により測定しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、公正価値で測定し、その変動額を純損益として認識しております。

(iv) 認識の中止

金融負債は、契約上の義務が免責、取消又は失効した場合に認識を中止しております。

③ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスク、金利リスク及び商品価格変動リスクをヘッジする目的で、為替予約、金利通貨スワップ、商品スワップ及び商品オプションを利用しております。また、(15)引当金及び〔金融商品に関する注記〕1. 金融商品の状況に関する事項に記載のとおり、資産除去債務の変動によって生じる連結損益計算書への影響を低減する目的で、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

これらのデリバティブの当初認識はデリバティブ契約を締結した日の公正価値で行い、関連する取引費用は発生時に費用として認識しております。当初認識後の再測定も公正価値で行い、キャッシュ・フロー・ヘッジ(認識されている資産又は負債、もしくは可能性の非常に高い予定取引に関連する特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるキャッシュ・フローの変動のエクスポージャーに対するヘッジ)のヘッジ手段として指定する場合を除き、公正価値の変動額を純損益として認識しております。

なお、当社グループは、当社グループが参画するプロジェクトから生産されるLNGと第三者から調達したLNGを組み合わせてLNGの供給を行うこととしております。第三者との間で締結しているLNG長期調達に関する売買契約について、当社グループでは現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換による決済の慣行がないこと等から、未履行契約として公正価値による評価を行っておりません。

ヘッジ会計を適用する取引については、以下のように分類し、会計処理を行っております。

(i) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動は純損益として認識しております。ヘッジされたりスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、純損益として認識しております。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに純損益として認識しております。その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合に、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジ手段がヘッジ会計の要件を満たさない場合、失効、売却、終了又は行使された場合、又はヘッジ指定が取り消された場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。

④ 金融商品の公正価値

公正価値で測定する金融商品は、様々な評価技法やインプットを使用して算定しております。公正価値の測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて算定した公正価値を以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法を用いて測定した公正価値

⑤ 金融収益及び金融費用

金融収益は、受取利息、受取配当金及びデリバティブ利益(その他の包括利益として認識されるヘッジ手段に係る利益を除く)等から構成されております。受取利息は、実効金利法を用いて発生時に認識しております。

金融費用は、支払利息及びデリバティブ損失(その他の包括利益として認識されるヘッジ手段に係る損失を除く)等から構成されております。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で評価しております。取得原価は主として総平均法に基づいて算定され、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。

(6) 石油・ガス資産

① 探鉱・評価・開発費

当社グループは、石油及び天然ガスの探査及び評価に係る支出について、成功成果法(サクセスフル・エフォート・メソッド)を用いて会計処理しております。権益取得費、探査井及び評価井に直接関連するすべての支出は、石油・ガス資産(探鉱・評価資産)として認識し、その後ドライホールと判断された場合には探鉱費を計上し、商業採算性を確保する見込みが損なわれた場合には減損損失を計上しております。地質調査及び地球物理探査費用、並びに探査井及び評価井に関連しない支出等のその他の探鉱段階において発生する支出は、発生時に探鉱費に計上しております。

石油及び天然ガスの採掘の技術的可能性及び実行可能性が立証可能となった時点で、減損テストを実施した上で石油・ガス資産(探鉱・評価資産)から石油・ガス資産(開発・生産資産)へ振替えております。なお、採掘の技術的可能性及び実行可能性が立証可能となった時点は、最終投資意思決定がなされた時点が開発計画が産油国政府により承認された時点のいずれか遅い方としております。

開発井及び関連する生産設備に係る支出は石油・ガス資産(開発・生産資産)として認識し、生産開始後、確認埋蔵量及び推定埋蔵量の合計数量に基づいて、生産高比例法により減価償却しております。生産高比例法に用いる埋蔵量はPRMS(Petroleum Resource Management System)に基づいて算定し、生産高比例法の償却率の算定の際に対象となる石油・ガス資産の取得原価には確認未開発埋蔵量又は推定埋蔵量へアクセスするため予定されている資本的支出を含めております。なお、当該埋蔵量の算定に用いる将来の油価見通しについては、米国証券取引委員会規則S-X Rule 4-10(a)と同様の、期中の月初油価・ガス価平均価格を使用しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、撤去及び原状回復費用並びに長期プロジェクトのための借入コストで資産計上の要件を満たすものが含まれます。

大規模な保守や修繕に係る支出には、再取得資産や資産の一部の取替えに係る費用、調査費用及びオーバーホール(詳細検査)の費用が含まれます。大規模検査費用のうち、有形固定資産の認識基準が満たされるものについては資産計上され、次の調査までの期間にわたり減価償却されます。

② 販売用資産

石油・ガス資産(販売用資産)として認識されているのは、主に需要家へ天然ガスを供給するために使用されている国内パイプラインであり、見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて減価償却しております。

定額法で減価償却する主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

- ・天然ガスパイプライン 30年

石油・ガス資産(販売用資産)の減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、各連結会計年度末に見直しを行っております。

(7) その他の有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示しております。

取得後に追加的に発生した支出については、その支出により将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、金額を信頼性をもって測定することができる場合にのみ、当該取得資産の帳簿価額に算入するか個別の資産として認識するかのいずれかにより会計処理しております。取得原価に算入しない追加的な支出は、発生時に純損益で認識しております。

土地以外の有形固定資産の減価償却は、取得原価から残存価額を控除した償却可能価額について、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、主として定額法に基づいて行っております。

主な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2年～50年
- ・機械装置及び運搬具 2年～17年

有形固定資産の減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、各連結会計年度末に見直しを行っております。

(8) のれん及び無形資産

① のれん

当初認識時におけるのれんの測定は、(1) 連結の基礎 ④ 企業結合及びのれんに記載しております。のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した額で計上しております。

② 無形資産

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、主としてそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。

主な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 2年～10年

見積耐用年数及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行っております。

(9) リース

当社グループは、主として石油・ガスの開発・生産及び販売を行うための掘削リグ、鉱場・事業所用の定期借地、国内幹線パイプライン用の土地賃借、原材料や商品の運搬のための定期傭船、オフィス等をリースしております。

リース取引におけるリース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現在価値として測定を行っております。変動リース料のうち、指数又はレートに応じて決定される金額以外はリース負債の測定に含められるリース料を構成していませんが、実質的に固定リース料と判断されるリース料についてはリース負債の測定に含めております。

使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等の費用を加えた額で当初の測定を行っております。使用権資産は、リース期間にわたって定額法で減価償却しております。リース期間は、リースの解約不能期間にリースを延長するオプションを行使すること又はリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実な期間を加味したものとして決定しております。

支払リース料は、リース負債残高に対して一定の利子率となるように、金融費用とリース負債残高の返済部分に配分しております。金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、リース開始日における契約の実質、すなわち契約の履行が特定資産又は資産グループの使用に依存しているかどうか、及び契約により当該資産の使用権が移転するかどうかの判断に基づき決定しております。

当社グループがオペレーターかつ原資産の使用方法及び使用目的を指図する権利を単独で有していると判断される場合には、使用権資産とリース負債を100%認識しております。当社グループがオペレーターかつ共同事業(その契約のすべての当事者を含む)に特定の資産の使用を管理する権利があり、すべての当事者が第三者供給業者に支払いをする法的義務を負っていると判断される場合には、持分比率に応じた使用権資産とリース負債を認識しております。当社グループがオペレーターではない場合は、共同操業協定における主たる債務者としての責任関係を踏まえ個々の状況に応じて使用権資産とリース負債を認識しております。

なお、リース期間が12ヶ月以内に終了するリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。また、契約の構成部分に関して、一部のリースについては、非リース構成部分をリース構成部分と区別せずに、各リース構成部分及び関連する非リース構成部分を単一のリース構成部分として会計処理する実務上の便法を適用しております。対象としては、建物、船舶(輸送目的)、施設(FPSO(※1)及びFSO(※2))、並びに掘削リグを原資産としないリースになります。

(※1) 沖合生産・貯油出荷施設。洋上で原油・天然ガスを生産し、生産した原油をFPSO内のタンクに貯蔵して、原油タンカーに直接原油の積み出しを行う船型の施設のこと。

(※2) 沖合貯油出荷施設。石油・天然ガスの生産設備を持たず、貯蔵・積出のみを洋上で行う施設のこと。

(10) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産について、各連結会計年度末に各資産又は資産が属する資金生成単位(又はそのグループ)の減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、減損テストを実施しております。のれんの減損テストについては、連結会計年度末又は減損の兆候が存在する場合はその都度、実施しております。

回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割引しております。個々の資産について回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

のれん以外の資産の資金生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。のれんの資金生成単位又は資金生成単位グループは、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定しております。

資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、純損益として減損損失を認識しております。

過去に認識したのれん以外の資産の減損損失は、各連結会計年度末に、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化し、回収可能価額が帳簿価額を超える場合には、減損損失を戻し入れております。減損損失の戻入れは、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を上限として行っております。のれんに関連する減損損失は戻し入れておりません。

(11) 石油・天然ガス埋蔵量の見積りの決定

減価償却、減損の検討、閉鎖・原状回復コストや浄化コストの支払時期の予測のために使用する石油・天然ガス埋蔵量は、適格な専門家によって作成された情報に基づき見積りを行っております。当該見積りの詳細は、〔会計上の見積りに関する注記〕(埋蔵量)に記載しております。

(12) 売却目的で保有する非流動資産又は処分グループ及び非継続事業

非流動資産又は処分グループについては、継続的な使用ではなく、主として売却取引により回収が見込まれるものであり、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ、現在の状態で即時に売却可能で、経営者が売却を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産又は処分グループとして分類しております。

売却目的で保有する非流動資産又は処分グループは、減価償却又は償却は行わず、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

既に処分された又は売却目的で保有する非流動資産又は処分グループが、独立の主要な事業分野又は営業地域を示す場合、独立の主要な事業分野又は営業地域を処分する統一された計画の一部である場合、転売のみを目的に取得した子会社である場合のいずれかに該当した場合、非継続事業として認識しております。

(13) 従業員給付

① 退職後給付

(i) 確定給付型制度

確定給付型制度は、確定拠出型制度以外の退職後給付制度であります。確定給付型制度に関連する当社グループの純債務は、制度ごとに区別して、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割引くことによって算定しております。制度資産の公正価値は当該算定結果から控除しております。

確定給付負債(資産)の純額に係る純利息費用は、確定給付負債(資産)の純額に割引率を乗じて算定し、従業員給付費用として計上しております。割引率は、当社グループの債務と概ね同じ満期日を有する優良社債の連結会計年度末時点の市場利回りを参照しております。

制度が改訂又は縮小された場合、従業員による過去の勤務に関連する給付の増減による確定給付債務の現在価値の変動は、即時に純損益として認識しております。

当社グループは、確定給付型制度から生じるすべての再測定による調整額を即時にその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振替えております。

(ii) 確定拠出型制度

確定拠出型制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払いについて当社グループが法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に純損益として認識しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で純損益として認識しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(14) 株式報酬

当社は、当社取締役及び執行役員(社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。)を対象とする株式報酬制度として、持分決済型の役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託を採用しております。受領したサービスの対価は付与日における当社株式の公正価値で測定しており、権利確定期間にわたり費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。

(15) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に認識しております。

引当金は、債務の決済に必要とされると見込まれる支出に、貨幣の時間価値の現在の市場評価と当該債務に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値で測定しております。時間の経過による引当金の増加は利息費用として認識しております。

割引率の変更等に起因して連結会計年度末に発生した資産除去債務の増減額のうち対応する資産の帳簿価額がゼロの場合には、増減額を即時に純損益に認識し、連結損益計算書において売上原価として表示しております。なお、上記(4)金融商品 ③ デリバティブ及びヘッジ会計及び〔金融商品に関する注記〕1. 金融商品の状況に関する事項に記載のとおり、当社グループは、資産除去債務の変動によって生じる連結損益計算書への影響を低減する目的で、金利スワップ等のデリバティブ取引を行っております。

また、当社グループが引当金を決済するために必要な支出の一部又は全部の補填を期待できる時には、補填の受取りがほぼ確実な場合に限り、補填は別個の資産として認識しております。

なお、引当金の繰入と外部からの補填を同じ報告期間において認識した場合には、連結損益計算書においては、両者を純額で表示しております。

国内石油天然ガス生産施設等に関する資産除去債務の場合は、鉱山保安法が規定する採掘終了後の坑井掘採跡の鉱害防止等の義務を有し、かつ操業終了後に負担する費用を合理的に見積ることができる場合に認識しております。また、海外石油天然ガス生産施設等の場合は、産油国政府との石油契約や現地法令等に基づく当該生産設備等の撤去等の廃鉱義務を有し、かつ操業終了後に負担する費用を合理的に見積ることができる場合に資産除去債務を認識しております。

連結会計年度末において発生可能性のある債務を有しているが、それが連結会計年度末の債務であるか否か確認ができないもの、又は引当金の認識基準を満たさないものについては、偶発債務として、〔連結財政状態計算書に関する注記〕3. 偶発債務に記載しております。

(16) 資本

当社が発行した普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、直接発行費用(税効果考慮後)は資本剰余金から控除しております。

自己株式を取得した場合は、直接取引費用を含む税効果考慮後の支払対価を、資本の控除項目として認識しております。自己株式を売却した場合は、帳簿価額と受取対価の差額を資本剰余金として認識しております。

(17) 収益認識

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除き、顧客との契約について次の5つのステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務が充足されたときに(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社グループでは、原油・天然ガス(LPG含む。以下同じ)の探鉱、開発、生産及び販売を行っております。

これらの販売は、主として製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち原油・天然ガスについては顧客に製品を引き渡した時点又はインコタームズ等で定められた貿易条件を参考として支配が顧客に移転した時点で、製品の法的所有権、物的占有権又は製品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転し、顧客から製品の対価を受ける権利を得ると判断しているため、その時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約による取引価格に基づき認識しており、取引の対価は製品の引き渡し後1年以内に受け取るため、重大な金融要素を含んでおりません。

当社グループが他社と権益を共有している原油・天然ガスの生産による収益において、配船等の都合上、実際に引き渡された数量と当社グループの権益持分に相当する数量が一致しないことがあります。この場合、当社グループは実際に引き渡された数量に基づいて収益を認識し、実際に引き渡された数量と当社グループの権益持分に相当する数量の差は、権益を共有する他社との間で、翌期以降に引き渡される原油・天然ガスの現物によって精算されます。当社グループの権益持分を超える引き渡しを受けた場合、権益相当を超過する数量に対応する売上原価も収益を認識した連結会計年度に繰り入れられ、同時に権益を共有する他社に対する負債を計上しております。当社グループの権益持分を下回る引き渡しを受けた場合、権益相当を下回る数量に対応する売上原価は、実際に引き渡しが行われる連結会計年度まで繰延べられ、同時に権益を共有する他社に対する資産を計上しております。

(18) 法人所得税

当社グループの法人所得税費用には、法人税の他に石油資源税等の課税当局の定めたルールにより算出した当期の利益に対して課される税金が含まれております。生産量をベースとしたロイヤリティの支払いは法人所得税費用に含めておりません。

法人所得税費用は、当期法人所得税費用と繰延法人所得税費用から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの及び直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当期法人所得税費用は、連結会計年度末時点において制定又は実質的に制定されている税率を使用して、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付がされる金額で算定しております。

繰延法人所得税費用は、連結会計年度末における会計上の資産及び負債の帳簿価額と、関連する税務基準額との差額により生じる一時差異に基づいて算定しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除に対して、それらを回収できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識しております。

子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資に係る将来減算一時差異については、当該一時差異からの便益を利用するのに十分な課税所得が稼働される可能性が高く、かつ予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が高い場合のみ、繰延税金資産を認識しております。

なお、繰延税金資産は每期見直され、税務便益の実現が見込めないと判断される部分については減額しております。

繰延税金負債は、以下の例外の場合を除いて、すべての将来加算一時差異について認識しております。

- ・のれんの当初認識により生じる将来加算一時差異
- ・企業結合取引を除く会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えず、かつ取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異を生じさせない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予見可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末において制定、又は実質的に制定されている税率に基づいて、資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率によって測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合又は別々の納税主体であるものの当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しております。また、単一の取引から資産と負債の両方を同額で認識する特定の取引については、認識される資産に係る将来加算一時差異に対し繰延税金負債を、認識される負債に関する将来減算一時差異に対し繰延税金資産を、それぞれ認識しております。

当社及び一部の子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(19) 借入コスト

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を必要とする資産、つまり適格資産の取得、建設又は生産に直接帰属する借入コストは、その資産が実質的に意図した使用又は販売を可能にする時まで、それらの資産の取得原価に加算しております。

上記以外のすべての借入コストは、それが発生した期間に純損益として認識しております。

(20) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有する潜在株式の影響を調整して計算しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。翌連結会計年度において資産や負債の帳簿価額に重要な修正を加えることにつながる重要なリスクを伴う見積り及びその基礎となる仮定は以下のとおりであります。

(気候変動による影響)

当社グループでは、連結計算書類の作成において気候変動及びネットゼロへの移行による影響を考慮しております。当社グループは、パリ協定目標に則した低炭素社会の実現に貢献すべく、2050年までに排出量ネットゼロとする目標を設定しております。一方で、石油・天然ガスは経済社会活動に引き続き不可欠なエネルギー源として、日本及びアジア地域を中心に安定供給を図ることを使命としております。排出量ネットゼロ目標と安定供給の使命をともに達成すべく、石油・天然ガス事業、低炭素化ソリューション事業、電力事業及びその周辺分野を主要な事業領域として推進しております。

気候変動及びネットゼロへの移行による影響は、石油・天然ガス事業、低炭素化ソリューション事業、電力事業及びその周辺分野のいずれにおいても重要であり、これらの影響に関して、当社グループでは、国際エネルギー機関(IEA)のWorld Energy Outlook(WEO)の公表政策シナリオ(IEA-STEPS)等の複数のシナリオを参照し、長期的な将来のエネルギー需要や顧客動向等の事業環境分析を行い、経営戦略の策定や経営判断に利用しております。

シナリオ分析は、それらシナリオが実現すると仮定した上で、将来的な政策動向や事業環境の変化の可能性をいち早く把握し、経営戦略・経営計画へ反映することを目的としたものであり、会計上の見積りに反映される最新の入手可能な信頼のおける情報に基づく判断や仮定とは異なります。そのため、シナリオ分析において、当社グループの各プロジェクト資産の減損や引当金の増加等の兆候が示された場合でも、それらを即時に連結計算書類に反映すべきとは限らないと考えております。また、会計上の見積りにおいては、当該シナリオ分析結果に加え、当社グループの戦略、各国の政策、外部機関の分析結果、及び各プロジェクトにおける固有の状況等を総合的に勘案し、合理的な見積りを行っております。ただし、将来における気候変動リスクに対する当社グループの戦略の変更や世界的な脱炭素化の潮流の変化は、これらに重大な影響をもたらす可能性があります。

(将来の油価見通し及びインターナルカーボンプライス)

将来の原油・天然ガス価格は主に国際市況により決定され、国際的・地域的な需給、世界経済等の多様な要素の影響を受け著しく変動します。会計上の見積りで利用する油価については、複数の外部機関が公表するレポートに基づき、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。超長期的な油価の見通しに当たっては、IEA等が公表するシナリオを考慮する一方、中長期の時間軸ではコストインフレ等による石油・天然ガス開発事業の損益分岐点の上昇や一定のエネルギー需要の継続により油価は上昇に向かうとの予想に基づき、当連結会計年度末において、中長期油価見通しは2028年度以降70米ドル/バレル(ブレント油価、インフレの影響は除く)と見積っており、また、当社グループの取り扱う天然ガスの販売価格も大部分が原油価格にリンクしているため、当社グループの非金融資産の減損の兆候判定及び減損テストにおいては当該油価見通しを重視しております。また、各プロジェクトの非金融資産の使用価値算定に用いる見積将来キャッシュ・フローには、インターナルカーボンプライス(以下ICP)を織り込んでおり、カーボンプライス制度が存在する豪州のプロジェクトでは、複数の外部専門家の価格予想等を参照し、2030年85豪ドル/tCO₂e、2040年98豪ドル/tCO₂e、2050年122豪ドル/tCO₂e(インフレの影響は除く)を用いております。その他の国や地域では、カーボンプライス制度が存在する場合は、外部専門家の価格予想等を用いた当社グループの見積価格を参照し、カーボンプライス制度が存在しない場合は、WEO2025のIEA-STEPSの韓国価格に連動した変動価格を参照しております。WEO2025より、IEA-STEPSの日本価格が追加されたものの、IEA-STEPSで参照される日本の政策は第7次エネルギー基本計画が前提とされており、日本のNDC3.0を踏まえた野心的な値になっていると判断したため、前連結会計年度に引き続き韓国価格を参照しております。今般、GX-ETSにおける参考上限取引価格及び調整基準取引価格を定める告示案が公表されており、GX推進法の改正が施行され次第、国内事業に適用するICPを策定予定です。ネットゼロへの移行に伴い、低炭素エネルギー選好が高まることで、原油・天然ガス価格の下落といった主要な仮定の見直しやICPの引上げが必要となる場合には、石油・ガス資産、のれん及び持分法で会計処理されている投資につき減損損失を計上する可能性があります。

(埋蔵量)

当社グループの石油・ガス資産(開発・生産資産)は、確認埋蔵量及び推定埋蔵量の合計数量に基づいて、生産高比例法により減価償却しており、生産高比例法に用いる埋蔵量はPRMS(Petroleum Resource Management System)に基づいて算定しております。なお、当該埋蔵量の算定に用いる将来の油価見通しについては、米国証券取引委員会規則S-X Rule 4-10(a)と同様の、期中の月初油価・ガス価平均価格を使用しております。当該埋蔵量の見積りは、評価時点において入手可能な油・ガス層からの地質的・工学的データ、開発計画の熟度、経済条件等多くの前提、要素及び変数に基づいて評価された数値であり、今後生産・操業が進むことにより新たに取得される地質的・工学的データや開発計画及び経済条件等の変動に基づき将来見直される可能性があり、その結果、増加又は減少する可能性があります。また、生産分与契約に基づく埋蔵量は、同契約の経済的持分から計算される数量が生産量だけでなく、油・ガス価格、投下資本、契約条件に基づく投下資本の回収額及び報酬額等により変動する可能性があり、その結果、埋蔵量も増加又は減少する可能性があります。これらの前提、要素及び変数に関する仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しております。

この埋蔵量の見積りは、当連結会計年度末に計上した石油・ガス資産(開発・生産資産)3,567,123百万円及び(1) 非金融資産の減損における減損テストにも影響します。埋蔵量の見積りに使用する仮定は、ネットゼロへの移行等の経済状況の影響を受け、油価の下落やICPの上昇といった埋蔵量の下方修正につながるリスクが顕在化した場合には、減価償却の加速や減損損失が発生する可能性があります。

以上の分析に基づき経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える見積りは以下のとおりであります。

(1) 非金融資産の減損

当社グループでは、非金融資産の減損の兆候判定及び減損テストにあたり、将来の原油価格、埋蔵量、操業費、開発費、ICP及び割引率を主要な仮定としております。

当連結会計年度においては、石油・ガス資産及び持分法で会計処理されている投資に対し合計28,428百万円の減損損失を計上する一方、北カスピ海沖合鉦区プロジェクトについて41,253百万円の減損損失戻入益を計上しております。

また、連結財政状態計算書に計上されている重要な非金融資産としてイクシスLNGプロジェクトに関するものがあり、当連結会計年度末においては石油・ガス資産(開発・生産資産)1,772,903百万円、持分法で会計処理されている投資751,515百万円となっております。持分法で会計処理されている投資は、当社グループが67.82%の持分を保有するIchthys LNG Pty Ltdに対する投資残高となっております。Ichthys LNG Pty Ltdが保有する主な資産はイクシスLNGプロジェクト下流事業に係る石油・ガス資産であり、同社における当連結会計年度末時点の石油・ガス資産の残高(当社グループの持分割合を乗じた金額)は3,036,401百万円であります。当連結会計年度において、主要な仮定及びプロジェクトの操業状況等を考慮して減損の兆候判定を行った結果、イクシスLNGプロジェクトに関する非金融資産について減損の兆候は認められませんでした。

当項目は、〔連結損益計算書に関する注記〕 3. 減損損失及び減損損失戻入益に関連します。

(2) 資産除去債務

将来発生する国内外の石油天然ガス生産設備等の撤去及び廃鉦に係る資産除去債務は、生産可能年数又は契約期間満了までの年数及び操業終了時の撤去・廃鉦コストの合理的な見積りに基づき、当連結会計年度末において493,703百万円を計上しております。当連結会計年度末時点では、気候変動に関する各国の規制強化等による生産可能年数の短縮は認識しておりませんが、気候変動に関する各国政府の今後の政策・法規制によっては、将来、当社グループの石油・ガス資産の生産停止時期の前倒し、撤去対象資産の増加、廃鉦の作業方法の変更及び割引率の見直し等により資産除去債務が増加する可能性があります。また、国内天然ガス供給販売施設である天然ガスパイプラインについては、当連結会計年度末時点において信頼性のある見積りができないため資産除去債務を計上しておりませんが、事業終了時期を決定できるような事業環境等の変化を特定した場合には資産除去債務を計上する可能性があります。

〔連結財政状態計算書に関する注記〕

1. 担保資産

当社グループは、共同支配企業であるイクシス下流事業会社(Ichthys LNG Pty Ltd)を借入人とするプロジェクトファイナンス契約に関して、借入契約の担保として資産を差入れております。担保に供している当社グループの資産は以下のとおりであります。

(担保資産)	百万円
現金及び現金同等物	30,866
営業債権及びその他の債権	24,446
棚卸資産	19,636
その他の流動資産	3,279
石油・ガス資産	1,770,688
無形資産	25,780
持分法で会計処理されている投資	751,515
貸付金(非流動)	1,321,274
その他の非流動資産	2,510
合計	3,949,998

当該プロジェクトファイナンス契約を除き、当社グループが共同支配企業を借入人とする借入契約等に関して担保に供している資産は以下のとおりであります。

(担保資産)	百万円
現金及び現金同等物	2,288
持分法で会計処理されている投資	27,871
貸付金(非流動)	1,293
その他の非流動資産	133
合計	31,585

2. 減価償却累計額及び減損損失累計額

(減価償却累計額及び減損損失累計額)	百万円
石油・ガス資産	3,271,001
その他の有形固定資産	32,610
合計	3,303,612

3. 偶発債務

当社は、共同支配企業が金融機関から受けている融資に対して保証を行っており、当連結会計年度末における当社分の保証金額は142,582百万円であります。なお、上記金額には共同支配企業であるイクシス下流事業会社(Ichthys LNG Pty Ltd)に対する保証残高を含んでおります。

当社グループの子会社である株式会社INPEX北カスピ海石油(当社出資比率51%、以下「北カスピ社」)が7.56%の権益を保有する カザフスタン共和国北カスピ海沖合鉱区プロジェクトのオペレーターであるNorth Caspian Operating Company N.V.(以下「オペレーター」という。)は、2022年12月にカザフスタン共和国アティラウ州環境局(以下「ARED」という。)より、同プロジェクトの主要油田であるカシャガン油田から産出された硫黄の貯蔵量の許認可に関して環境関連法規に違反しているとして行政指示違反の通知書を受領しました。

オペレーターは上記行政指示違反の通知書を不服として提訴し、カザフスタン最高裁判所での審理を経て、2025年12月10日、同通知書の発行手続きの不備等を理由に当該行政指示違反の通知書を無効とする判決が確定しました。

2022年の行政指示違反が無効である決定が認められたものの、オペレーターは2025年、同じくAREDより、2022年12月に受領した行政指示違反の通知書と同じ内容を指摘する新たな行政指示違反の通知書を受領しました。同行政指示違反の通知書に基づく違反罰金は総額約47億米ドルと計算され、オペレーターが最終的に前述の罰金額を負担した場合には、共同操業協定に基づき北カスピ社の権益保有分の負担(約355百万米ドル)を求められる可能性があります。オペレーターはこれらの新たな行政指示違反の通知書を不服とし、アスタナ行政裁判所に提訴しました。同裁判所は2025年12月23日にオペレーター側の訴えを棄却する一審判決を下しましたが、連結計算書類承認日現在において係争中です。

加えて、北カスピ社は、同社が有する権利及び正当な利益の保全と紛争の早期解決を目的として、他のプロジェクトパートナーと協調し、2026年2月9日に投資紛争解決国際センターにて、投資家と国との間の紛争解決手続の申し立てを提起いたしました。

当社グループとしては、オペレーターは現地法令及び契約等を遵守し操業を行っており、硫黄貯蔵に関わる許認可についても適切に取得していたと判断していることに加え、本件は最終的な解決までに複数のプロセスを経る必要があり、カザフスタン国内外での手続きが多層的に関わる事案であることから、本紛争に関して当社グループに金銭的負担が生じる可能性は低いと判断し、引当金は計上しておりません。

また、北カスピ社は、その他プロジェクトパートナーと共にカザフスタン共和国と生産分与契約におけるコスト回収等に関する仲裁の手続きを実施しております。本仲裁手続きに関連し、2024年4月初旬にカザフスタン共和国より仲裁の申し立て書(Statement of Claim)を受領し、連結計算書類承認日現在においても仲裁の手続きが進行しております。仲裁の推移によっては当社グループに金銭的負担が生じる可能性があります。具体的な影響額の見積りは困難であります。

4. 資産から直接控除した貸倒引当金

	(貸倒引当金)	百万円
営業債権及びその他の債権		15,339
貸付金(非流動)		4,560
その他の金融資産(非流動)		730
合計		20,630

〔連結損益計算書に関する注記〕

1. その他の営業収益及びその他の営業費用

その他の営業収益の内訳は以下のとおりであります。

	(その他の営業収益)	百万円
減損損失戻入益		41,253
為替差益(注)		32,490
権益譲渡益		4,864
その他		5,491
合計		84,100

(注) 為替差益には、〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等〕 5. 会計方針に関する事項

(2)外貨換算②在外営業活動体の換算に記載している有償減資により在外営業活動体に対する持分の部分的な処分を実施したことに伴い在外営業活動体の換算差額の累計額を資本から純損益に振り替えた影響34,707百万円を含んでおります。

当社グループの資本政策上、生産及び販売を開始しており潤沢なキャッシュ・フローを創出しているプロジェクトにおいては、今後の当社グループ全体の資金需要等に加え、負債と自己資本の適正なバランス、外国為替相場の状況等を総合的に勘案し、最終親会社への資金還元として配当、有償減資及びグループ内ファイナンスの返済それぞれの配分を決定しております。

当連結会計年度において、2030年代初頭の生産開始を目指すアバディLNGプロジェクトへの投資資金を計画的に準備すべく、イクシスLNGプロジェクトを構成するINPEX Holdings Australia Pty Ltdから、その株式を直接保有する(株)INPEX西豪州ブラウズ石油に対し、資本金10,031,953千米ドルのうち1,110,000千米ドルを有償減資により投資還元いたしました。イクシスLNGプロジェクトは当面現在の生産量を維持する計画であり、生産量維持等を目的とした追加開発投資等が見込まれるものの、当該追加投資等の投資や財務活動に要する資金需要は、当該プロジェクトの将来の営業活動によるキャッシュ・フローで十分に賄える可能性が高く、INPEX Holdings Australia Pty Ltdの資本金が再び増加することやそれに類するグループ内ファイナンスを含む借入金の増加といった追加的な資金供与が見込まれないことから、当該有償減資は経済的実質を伴った在外営業活動体に対する持分の部分的な処分であると判断しております。

その他の営業費用の内訳は以下のとおりであります。

	(その他の営業費用)	百万円
減損損失		21,405
その他		11,424
合計		32,829

2. 金融収益及び金融費用

金融収益の内訳は以下のとおりであります。

	(金融収益)	百万円
受取利息		
償却原価で測定する金融資産		101,326
その他の包括利益を通じて公正価値測定する負債性金融資産		7,175
受取配当金		
その他の包括利益を通じて公正価値測定する資本性金融資産		4,710
金融資産の事後測定関連収益(注)		3,697
その他		3,284
合計		120,194

(注) 「海外O&G-イクシスプロジェクト」セグメントにおいて、認識の中止を伴わない償却原価で測定する金融資産の見積将来キャッシュ・フローの改訂等から生じた利益について、IFRS第9号「金融商品」に基づき金融資産の事後測定関連収益として計上しております。

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

	(金融費用)	百万円
支払利息		
償却原価で測定する金融負債		51,493
資産除去債務		13,393
デリバティブ評価損(注)		6,487
その他		10,786
合計		82,161

(注) 当社グループは、〔金融商品に関する注記〕1. 金融商品の状況に関する事項に記載のとおり、資産除去債務の変動によって生じる連結損益計算書への影響を低減する目的で、金利スワップ等のデリバティブ取引を行っており、当該デリバティブの評価損を含んでおります。

3. 減損損失及び減損損失戻入益

減損損失及び減損損失戻入益のセグメント別内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	石油・ガス資産		持分法で会計処理されている投資
	探鉱・評価資産	開発・生産資産	
減損損失			
海外O&G－その他のプロジェクト	13,188	8,216	－
その他	－	－	7,023
合計	13,188	8,216	7,023
減損損失戻入益			
海外O&G－その他のプロジェクト	－	41,253	－
合計	－	41,253	－

連結損益計算書上、石油・ガス資産の減損損失は「その他の営業費用」に、減損損失戻入益は「その他の営業収益」に計上しております。持分法で会計処理されている投資の減損損失は「持分法による投資損益」に計上しております。

過去に減損損失を計上した「海外O&G－その他のプロジェクト」セグメントの北カスピ海沖合鉦区プロジェクトについて、前期末日時点から適用割引率が低下したこと、ならびに、当該プロジェクト操業施設の操業効率性が向上したこと等により、減損の戻入れの兆候が確認されたため、減損損失を計上しなかった場合の帳簿価額を上限として、41,253百万円の減損損失戻入益を計上しました。回収可能価額684,370百万円は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを税引前割引率9.09%により現在価値に割り引いて算定しております。

「その他」の区分に含まれる再生可能エネルギー・電力関連事業に関する持分法で会計処理されている投資の一部について、7,023百万円の減損損失を計上しております。主にサルーラ地熱発電プロジェクトにおいて長期事業計画の遅延等に伴い、減損の兆候が確認されたことにより減損テストを実施したことによるものであります。

〔連結持分変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：株)

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式数				
普通株式	1,259,136,067	－	－	1,259,136,067
甲種類株式	1	－	－	1
合計	1,259,136,068	－	－	1,259,136,068
自己株式				
普通株式	61,536,239	32,217,236	11,107	93,742,368
合計	61,536,239	32,217,236	11,107	93,742,368

- (注) 1 普通株式の自己株式の増加32,217,236株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加32,021,800株、役員報酬BIP信託による当社株式の取得による増加195,400株及び単元未満株式の買取りによる増加36株です。
- 2 普通株式の自己株式の減少11,107株は、役員報酬BIP信託による当社株式の交付による減少11,041株及び単元未満株式の売渡しによる減少66株です。
- 3 普通株式の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式(当連結会計年度期首827,850株、当連結会計年度末1,012,209株)が含まれます。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	51,532	43	2024年12月31日	2025年3月31日
	甲種類株式	0	17,200	2024年12月31日	2025年3月31日
2025年8月8日 取締役会	普通株式	59,921	50	2025年6月30日	2025年9月1日
	甲種類株式	0	20,000	2025年6月30日	2025年9月1日

- (注) 1 2025年3月28日開催の定時株主総会による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する株式に対する配当金35百万円が含まれます。
- 2 2025年8月8日開催の取締役会による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する株式に対する配当金51百万円が含まれます。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2026年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	58,320	50	2025年12月31日	2026年3月30日
	甲種類株式	利益剰余金	0	20,000	2025年12月31日	2026年3月30日

- (注) 2026年3月27日開催の定時株主総会による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する株式に対する配当金50百万円が含まれます。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、石油・天然ガス・再生可能エネルギー等のプロジェクト取得/開発資金及び天然ガス供給インフラ施設等建設資金を、手許資金、銀行借入及び社債発行により調達することを基本方針としております。現在、石油・天然ガスプロジェクトの開発資金借入については株式会社国際協力銀行及び市中銀行等から融資を受けており、これら融資に関しては、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の保証制度を適宜利用しております。また、国内の天然ガス供給インフラ施設等建設資金については、株式会社日本政策投資銀行及び市中銀行等からの融資を受けているほか、再生可能エネルギープロジェクト等の取得/開発資金については、プロジェクトファイナンスやグリーンファイナンスでの調達も実施しております。銀行借入は変動金利、社債は固定金利を基本としておりますが、個別プロジェクトの状況や市場動向等に合わせて、適切に判断のうえ対応し固定金利の借入も行っております。

当社グループは、資金運用については、安全性・流動性に十分配慮しております。デリバティブについては、予定取引や保有資産のリスクをヘッジ又は管理するために限定的に利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等〕5. 会計方針に関する事項(4)金融商品③デリバティブ及びヘッジ会計、(15)引当金及び〔連結損益計算書に関する注記〕2. 金融収益及び金融費用に記載しているとおり、資産除去債務の変動によって生じる連結損益計算書への影響を低減する目的で、金利スワップ等のデリバティブ取引を行っております。割引率の変更等に起因して連結会計年度末に発生した資産除去債務の増減額は、対応する資産の帳簿価額がゼロの場合には当該増減額は即時に純損益へと認識された上で、連結損益計算書において売上原価として表示されております。また、対応する資産の帳簿価額が存在することから当該資産の調整として処理されている場合であっても、関連する繰延税金資産の回収可能性がないと判断されている場合には、当該増減額に関連して将来加算一時差異に関する法人所得税費用が即時に計上されております。一方で当該デリバティブによる損益が金融収益及び金融費用に計上されることで、親会社の所有者に帰属する当期利益の変動を低減しているものです。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(貸付金)

短期貸付金については短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期貸付金については元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率に基づく割引現在価値法により公正価値を算定しております。当該評価技法において割引率を重要な観察不能なインプットとして使用しており、レベル3に分類しております。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

上場株式、国債及び上場投資信託については連結会計年度末の市場価格により公正価値を算定しており、レベル1に分類しております。

当社グループが保有する社債については金融機関等から提示された価格により公正価値を算定しており、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2に分類しております。

非上場株式については類似企業比較法により公正価値を算定しております。当該評価技法において非流動性ディスカウントを重要な観察不能なインプットとして使用しており、レベル3に分類しております。

デリバティブのうち、通貨関連取引及び金利関連取引については取引先金融機関から提示された価格により公正価値を算定し、商品関連取引については先物相場により公正価値を算定しております。いずれも活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2に分類しております。

(社債及び借入金)

短期借入金及びコマーシャル・ペーパーについては短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当社が発行する社債については日本証券業協会が発表している公社債店頭売買参考統計値により公正価値を算定しております。長期借入金については元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率に基づく割引現在価値法により公正価値を算定しております。いずれも観察可能な市場データを利用して公正価値を算出しているため、レベル2に分類しております。

当社グループは、これらの資産及び負債のレベル間振替を各四半期連結会計期間末に認識することとしております。

② 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。満期又は決済までの期間が短期であること等により、帳簿価額と公正価値が近似又は一致するものは含んでおりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産		
貸付金(注)		
長期貸付金	1,409,382	1,409,382
合計	1,409,382	1,409,382
償却原価で測定する金融負債		
社債及び長期借入金		
社債	30,000	28,265
長期借入金	832,469	821,443
合計	862,469	849,708

(注) 貸付金には、共同支配企業であるイクシス下流事業会社(Ichthys LNG Pty Ltd)に対する貸付金が含まれており、当連結会計年度末における帳簿価額は1,441,298百万円であります。このうち、長期貸付金の当連結会計年度末における帳簿価額は1,402,882百万円であります。

③ 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
デリバティブ資産	－	1,639	－	1,639
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	6,595	－	17,710	24,305
債券	85,091	73,580	－	158,672
その他	12,692	－	－	12,692
合計	104,379	75,220	17,710	197,310
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債				
デリバティブ負債	－	17,208	－	17,208
合計	－	17,208	－	17,208

当連結会計年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

④ 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、経営管理部門責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は経営管理部門責任者によりレビューされ、承認されております。

⑤ レベル3に分類された金融商品に関する定量的情報

レベル3に分類された金融商品(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産)の定量的情報は以下のとおりであります。

区分	評価技法	観察不能なインプット	範囲
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	類似企業比較法	非流動性ディスカウント	30%

非流動性ディスカウントの下落(上昇)により、公正価値は増加(減少)します。なお、観察不能なインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に見込まれる公正価値の増減は重要ではありません。

⑥ レベル3に分類された金融商品の増減表

レベル3に分類された金融商品(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産)の期首から期末までの変動は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

期首残高	20,673
その他の包括利益に認識された利得及び損失	△3,292
購入	313
その他	15
期末残高	17,710

〔収益認識に関する注記〕

1. 収益の分解

主要な製品と各報告セグメントの売上収益との関連は以下のとおりであります。

(百万円)	報告セグメント			その他	計
	国内O&G	海外O&G			
		イクシス プロジェクト	その他の プロジェクト		
原油	2,657	118,392	1,399,457	9,530	1,530,038
天然ガス	169,272	196,676	82,430	211	448,591
その他	20,683	－	5,141	6,586	32,411
顧客との契約から生じる収益	192,613	315,069	1,487,029	16,328	2,011,041
その他の収益(注)	△436	－	△100	848	310
外部顧客への売上高	192,176	315,069	1,486,928	17,176	2,011,351

(注) その他の収益には、主に補助金、IFRS第16号「リース」に基づく賃貸収入及びIFRS第9号「金融商品」に基づくデリバティブ取引から生じる損益が含まれております。当該デリバティブ取引は、一部の原油・天然ガス販売取引につき価格の変動リスク低減を目的として行っており、当該損益を差金として受け払いしていることから、デリバティブ損益の純額を売上収益に含めて表示しております。

2. 契約残高

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形及び売掛金	244,755	212,584
契約負債	6,002	6,769

契約負債は、主に契約に基づく履行に先立ち受領した前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は668百万円であります。過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(例えば、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

連結財政状態計算書において、受取手形及び売掛金は「営業債権及びその他の債権」に、契約負債は「その他の流動負債」に含まれております。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたってIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は開示しておりません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであり、当該履行義務は主に天然ガスの長期供給契約に関連しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	51,830
1年超5年以内	117,096
5年超	117,160
計	286,087

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 4,073円44銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 330円82銭 |
| 希薄化後1株当たり当期利益 | 330円56銭 |

[その他の注記]

株式に基づく報酬制度

当社は、2018年から、取締役等に対し、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、取締役等の企業価値増大への貢献意識及び株主価値最大化への貢献意欲を一層高めることを目的として、株式報酬制度を導入しております。本制度を導入するにあたり、「役員報酬BIP信託」と称される仕組みを採用しております。

① 取引の概要

役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託とは、信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、役位及び業績目標の達成度等に応じて、原則として取締役等の退任時に交付及び給付する制度であります。本制度は、持分決済型の株式報酬として会計処理しております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、連結財政状態計算書に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において1,604百万円、1,012,209株であります。

■ 計算書類

株主資本等変動計算書

(自 2025年 1月 1日)
(至 2025年12月31日)

単位：百万円(百万円未満切捨表示)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	290,809	72,802	731,000	803,802	1,006,025	1,006,025
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					△6,838	△6,838
会計方針の変更を反映 した当期首残高	290,809	72,802	731,000	803,802	999,186	999,186
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△111,453	△111,453
当 期 純 利 益					92,998	92,998
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	0	0	△18,455	△18,455
当 期 末 残 高	290,809	72,802	731,000	803,802	980,731	980,731

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△131,235	1,969,402	5,671	△24,232	△18,560	1,950,841
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		△6,838		6,838	6,838	-
会計方針の変更を反映 した当期首残高	△131,235	1,962,564	5,671	△17,394	△11,722	1,950,841
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△111,453				△111,453
当 期 純 利 益		92,998				92,998
自己株式の取得	△90,411	△90,411				△90,411
自己株式の処分	17	17				17
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△2,572	△187	△2,760	△2,760
当 期 変 動 額 合 計	△90,393	△108,849	△2,572	△187	△2,760	△111,609
当 期 末 残 高	△221,629	1,853,714	3,099	△17,582	△14,483	1,839,231

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品及び半成工事

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

構築物 10～50年

機械及び装置 4～17年

工具器具備品 2～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につきましては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

探鉱投資引当金

資源探鉱投資法人等の株式等に対する損失に備えるため、投資先各社の資産状態を検討のうえ計上しております。

事業損失引当金

当社における天然ガスの販売事業等に係る損失に備えるため、個別に事業の状況等を勘案し計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

関係会社債務保証損失引当金

関係会社に対する債務保証等に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は発生時に一括費用処理することとしております。

また、年金資産が退職給付債務を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は主に天然ガスの販売による収入、子会社・関連会社からの受取配当金及び業務受託収入で構成されております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受け取るため、重大な金融要素を含んでおりません。

① 天然ガスの販売による収入

天然ガスの販売は、主として製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち顧客に製品を引き渡した時点又はインコタームズ等で定められた貿易条件を参考として支配が顧客に移転した時点で、製品の法的所有権、物的占有権又は製品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転し、顧客から製品の対価を受ける権利を得ると判断しているため、その時点で収益を認識しております。

② 子会社・関連会社からの受取配当金

子会社・関連会社からの受取配当金は「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)を適用し、配当の効力発生日をもって収益を認識しております。

③ 子会社・関連会社からの業務受託収入

当社はグループ内の子会社等への業務提供を行っており、業務の提供を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、業務の提供に応じて充足されることから、業務の提供に応じて収益を認識しております。

5. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(通貨関連)

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 関係会社株式

ヘッジ方針

デリバティブ取引の限度額を実需の範囲とする方針であり、投機目的によるデリバティブ取引は行わないこととしております。

ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動をもとに比較を行い、有効性を評価しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

当社はグループ通算制度を適用しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

1. 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用し、株主資本、評価・換算差額等に計上される取引又は事象に係る税金費用の計上区分を損益から株主資本、評価・換算差額等に変更しております。「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、株主資本、評価・換算差額等に計上される取引又は事象に係る税金費用の計上区分を損益から株主資本、評価・換算差額等に変更したことに伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。この結果、当事業年度の期首の繰越利益剰余金が6,838百万円減少しております。なお、当事業年度の損益計算書に与える影響はありません。

2. グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日)を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

〔表示方法の変更に関する注記〕

損益計算書

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めておりました「探鉱投資引当金繰入額」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

〔会計上の見積りに関する注記〕

1. 子会社株式及び関連会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

子会社株式及び関連会社株式	2,494,065百万円
---------------	--------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有している子会社株式及び関連会社株式は会計基準に従い取得原価で計上していますが、実質価額が著しく低下し、かつ取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合は評価損を計上することになります。

当社の子会社及び関連会社は非上場であるため、経営者は、実質価額の著しい低下の判断や回復可能性の見積りによって評価損の判定をしていますが、これらは天然ガス価格等の不確実な要素の変動によって影響を受けることから、見直しが必要となった場合には、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

〔追加情報〕

役員報酬BIP信託

連結計算書類における連結注記表の〔その他の注記〕に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産は次のとおりであります。

関係会社株式 729百万円

上記は関連会社の債務の担保目的で差し入れたものであります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

7,946百万円

3. 保証債務

銀行借入等に対する債務保証等

	百万円
INPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.	161,236
Ichthys LNG Pty Ltd	117,167
ジャパン石油開発(株)	57,919
INPEX Idemitsu Norge AS	33,032
(株)INPEX北カスピ海石油	26,768
Tanggung Trustee※	24,634
(株)INPEXサウル石油	23,715
INPEX ENERGY TRADING SINGAPORE PTE. LTD.	19,956
インペックスジオサーマルサルーラ(株)	14,255
首都圏CCS(株)	12,964
(株)INPEX JAPAN	2,458
(株)INPEXコンソン	2,035
Oceanic Breeze LNG Transport S.A.	1,617
PT Supreme Energy Sumatera	1,510
Clusius C.V.	1,322
Q10 Offshore Wind B.V.	1,062
その他	1,777
合計	503,433

※MI Berau B.V.及びMIベラウジャパン(株)を通じて参画するタングーLNGプロジェクトの開発資金借入(第3トレイン建設に係る借入であり、権益比率に応じた当社分の保証負担額のみを記載しております。)

4. 関係会社に対する金銭債権・債務(区分表示したものを除く)

	百万円
短期金銭債権	7,110
長期金銭債権	54
短期金銭債務	9,895
長期金銭債務	2,091

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

	百万円
営業取引による取引高	
営業収益	153,571
仕入高	50,115
その他の営業取引	22,172
営業取引以外の取引高	29,727

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株数

普通株式	93,742,368株
------	-------------

(注) 当事業年度末における自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式が1,012,209株含まれております。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

探鉱投資引当金	26,525百万円
関係会社株式評価損	93,941百万円
投資有価証券評価損	1,330百万円
関係会社事業損失引当金	10,316百万円
資産除去債務	272百万円
賞与引当金	389百万円
貸倒引当金	20,950百万円
関係会社債務保証損失引当金	17,718百万円
研究開発費	9,150百万円
繰越欠損金	5,372百万円
その他	6,842百万円
繰延税金資産小計	192,809百万円
評価性引当額	△150,266百万円
繰延税金資産合計	42,542百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,369百万円
パーチェス法適用に伴う時価評価差額等	1,452百万円
前払年金費用	1,326百万円
その他	74百万円
繰延税金負債合計	4,221百万円
繰延税金資産(負債)の純額	38,321百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理並びに開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

〔収益認識に関する注記〕

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、〔重要な会計方針に係る事項〕に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

[関連当事者との取引に関する注記]

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	残高 (百万円)
子会社	(株)INPEX マセラ	所有割合 (直接) 64.28% 被所有割合 -%	役員の兼任、 出資	出資の引受 (注1)	33,400	—	—
	INPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.	所有割合 (直接) 100.00% 被所有割合 -%	役員の兼任、 出資	出資の引受 (注2)	291,895 (百万米ドル) 1,930	—	—
				資金の管理 (注3)	—	関係会社預け金	321,892
				受取利息 (注4)	14,271	流動資産 その他 (未収利息)	830
				債務保証 (注5)	161,236	—	—
				受取保証料 (注5)	135	流動資産 その他 (未収収益)	35
	INPEX Gas British Columbia Ltd.	所有割合 (直接) 45.09% 被所有割合 -%	役員の兼任、 出資	金銭の貸付 (注6)	655	関係会社 短期貸付金	67,601
	ジャパン石油 開発(株)	所有割合 (直接) 100.00% 被所有割合 -%	役員の兼任、 出資	債務保証 (注5)	57,919	—	—
				受取保証料 (注5)	60	流動資産 その他 (未収収益)	15
	INPEX ENERGY TRADING SINGAPORE PTE. LTD.	所有割合 (直接) 100.00% 被所有割合 -%	役員の兼任、 出資、製品・ 原材料の仕 入・販売	製品・原材料の 仕入 (注7) (注8)	12,566	—	—
	(株)INPEX西豪州 ブラウズ石油	所有割合 (直接) 100.00% 被所有割合 -%	役員の兼任、 出資	有償減資 (注9)	207,034	—	—
INPEX Idemitsu Norge AS	所有割合 (間接) 50.51% 被所有割合 -%	債務保証	債務保証 (注5)	33,032	—	—	
INPEX Oil & Gas Australia Pty Ltd	所有割合 (間接) 100.00% 被所有割合 -%	役員の兼任、 製品・原材料 の仕入	製品・原材料の 仕入 (注7)	36,862	買掛金	5,251	
(株)INPEX JAPAN	所有割合 (直接) 100.00% 被所有割合 -%	出資	出向者給与等 の受取 (注10)	10,366	—	—	

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	残高 (百万円)
関連会社	Ichthys LNG Pty Ltd	所有割合 (間接) 67.82% 被所有割合 -%	役員の兼任	債務保証 (注5)	117,167	—	—

(注1) 当社が(株)INPEXマセラの行った株主割当増資を1株50,000円で引き受けたものであります。

(注2) INPEX FINANCIAL SERVICES SINGAPORE PTE. LTD.の主たる業務である為替リスク管理に伴って、当社が1株1ドルの出資を引き受けたものです。

(注3) 当社グループはグループ内の資金管理の効率化を図ることを目的としてキャッシュ・マネジメント・システム(以下CMS)を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとにと取引金額を集計することは実務上困難であるため、取引金額は記載しておりません。なお、金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注4) 金銭の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注5) 債務保証は開発事業資金等として金融機関からの融資に対して保証したものであり、保証額に基づき算定した保証料を受け取っております。債務保証の取引金額は期末現在の保証残高であります。

(注6) 金銭の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。また、当貸付については、67,601百万円の貸倒引当金を計上しております。

(注7) 全ての取引について、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(注8) 製品・原材料の仕入の取引金額は、総額で表示しております。なお、これらの取引金額には当社が代理人として行った取引を含んでおります。

(注9) 有償減資は、子会社が行った減資を計上したものです。

(注10) 出向者人件費については、協議のうえ合理的に決定しております。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	1,578円21銭
2. 1株当たり当期純利益	78円12銭